

第3次ぎょうだ男女共同参画プラン
《改訂版》

男女がともに参画できる 社会の実現を目指して



豊かな市民生活と本市の持続的発展のためには、性別に関わりなく、誰もが自ら希望するライフスタイルを主体的に選択でき、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

市政運営の指針となる「第5次行田市総合振興計画」では、「ひとの元気・地域の元気・まちの元気」を基本理念に、市民と行政がそれぞれの役割を明確にしながら協働によるまちづくりを目指しており、男女共同参画社会の実現は、まさにその原動力といえます。

本市では、平成7年に「ぎょうだ女性プラン」、平成13年に「ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定し、平成19年からは拠点施設である男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」を核として、男女共同参画社会の実現のためにさまざまな施策を推進してまいりました。そして、平成24年には実践的な行動計画として「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定し、全庁的な取組を展開しているところです。

このたび、平成24年度から平成33年度までの10年間の本プラン計画期間の中間年度にあたり、社会情勢の変化に対応するとともに、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したことに伴い、その促進に向け「行田市推進計画」を策定し、この計画（プラン）の一部として盛り込みました。

本計画の改訂にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました行田市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

古代から続く悠久の時の流れとともに育んできた「ふるさと行田」を、次世代を担う子どもたちに受け継いでいくために、市民の皆様、事業者や企業の皆様、ともに男女共同参画社会の実現を目指していきましょう。

平成29年3月

行田市長 工藤 正司

目次

1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の期間	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の推進について	4
2章	計画の背景と行田市を取り巻く社会状況	
1	計画の背景・上位計画から	6
2	東日本大震災から	8
3	市民意識調査から	9
4	拠点施設「VIVAぎょうだ」の取組状況から	10
5	審議会等への女性の登用状況から	11
6	本市の概況から	12
7	次世代ニーズ調査から	13
8	男女共同参画施策の進捗状況から	14
3章	基本理念・基本目標	
1	基本理念	16
2	基本目標	17
3	施策の体系	18
4章	推進計画	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の体制づくり	22
	基本目標Ⅱ 男女共同参画の環境づくり（行田市推進計画）	30
	基本目標Ⅲ 安全と健康を守るまちづくり	40
	基本目標Ⅳ 女性に対する暴力のない社会づくり（DV対策基本計画）	48
	基本目標Ⅴ 男女共同参画の意識づくり	56
	参考資料	
1	男女共同参画社会基本法	62
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	66
3	女性の職業生活における活躍を推進する法律	75
4	行田市男女共同参画推進条例	82
5	行田市男女共同参画推進審議会運営規則	85
6	行田市男女共同参画推進審議会委員名簿	85
7	行田市男女共同参画行政推進会議設置規程	86
8	第3次ぎょうだ男女共同参画プラン中間見直しの経緯	88

1章 計画の基本的な考え方



1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

★男女共同参画社会基本法の成立

我が国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、法に基づき、国、都道府県において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の策定が義務づけられました。また、市町村においても、市町村の実状に即した計画の策定が求められることとなりました。

★国（内閣府男女共同参画局）・埼玉県における計画の策定状況

平成12年には国の「男女共同参画基本計画」、平成14年には「埼玉県男女共同参画推進プラン2010（平成14～平成23）」が策定され、県内市町村においても市町村男女共同参画計画の策定が進みました。

その後、国において「男女共同参画局」が開設し「仕事と家庭の両立支援」や「女性のチャレンジ支援策」などの取組が進められました。平成17年には「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」が、平成28年には「第4次男女共同参画基本計画」策定されました。

また、埼玉県においては、平成24年度～平成28年度の5カ年を計画期間とする「男女共同参画基本計画」が策定されました。

★第3次ぎょうだ男女共同参画プランの策定

本市においては、平成7年にはすでに「ぎょうだ女性プラン」が策定されており、その後、平成13年に「ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定しています。平成24年には、本市の新たな課題を踏まえながら、実践的な行動計画として「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

2 計画の期間

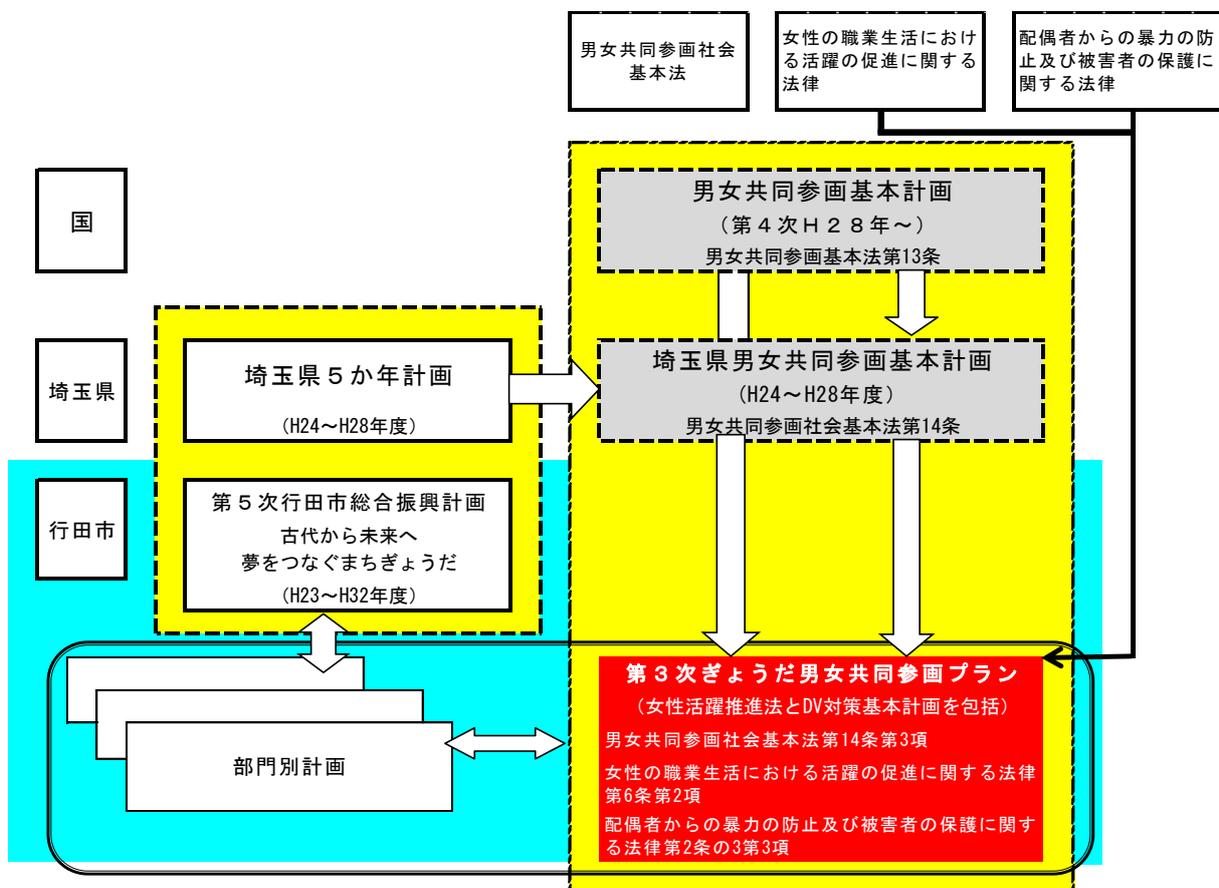
計画の期間は、平成24年度（2012年）～平成33年度（2021年）の10年間とし、社会状況の変化などに速やかに対応できるように、5年後の平成28年度（2016年）に中間見直しを実施しました。



3 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、行田市における「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」です。
- (2) 内閣府「第4次男女共同参画基本計画」および埼玉県「男女共同参画基本計画」、「男女共同参画推進条例」を踏まえるとともに、「第5次行田市総合振興計画」との整合性を図り、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定する計画です。
- (3) この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」第6条第2項の市町村推進計画にあたります。本計画4章、「基本目標Ⅱ男女共同参画の環境づくり」を「行田市推進計画」に位置づけ、また、「基本目標Ⅳ女性に対する暴力のない社会づくり」を「行田市配偶者暴力の防止及び被害者保護のための基本的な計画（DV対策基本計画という）」に位置づけます。
- (4) 市民からの意見や行田市男女共同参画推進審議会からの答申を受け、市民、事業者、民間団体などの関係機関と連携して施策の推進に取り組むための計画です。

◆計画の位置づけ



4 計画の推進について

(1) 目標達成に向けた進行管理

これまでも各事業の自己評価については、男女共同参画推進センターへ報告を求め、全体の進捗管理を行ってきました。今後は、成果指標の達成状況を含め行田市男女共同参画推進審議会へ報告を行い、これらの報告に基づく評価を同審議会から受け、計画がどの程度進んでいるかを市民に分かりやすい形で示すとともに、その後の取組の方向性に生かしていきます。

(2) 実践的な活動の強化

これまでの男女共同参画の推進は、フォーラム・講座の開催や、パンフレット等による広報など、意識啓発を中心に行ってきました。これらの取組には、参加する人の性別や年代が限られている、そもそも関心のない人には注目されない、といった問題がありました。そこで、第3次プランでは、意識啓発と併せて、拠点施設である男女共同参画推進センター「VIVA ぎょうだ」を核として、市民、事業者、教育機関、地域活動団体など多様な主体が連携・協働して取り組み、それぞれが抱える課題に男女共同参画の視点を取り入れて解決を図る実践的な活動を強化していきます。

2章 計画の背景と行田市を取り巻く社会状況



2章 計画の背景と行田市を取り巻く社会状況

1 計画の背景・上位計画から

★世界の動き

- 平成7年に第4回国連世界女性会議が北京で開催され、「女性に対する暴力」や「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」といった分野への取組の必要性が問題提起され、平成12年国連特別総会「女性2000年会議」の成果文書において、「家庭内での女性への暴力（ドメスティック・バイオレンス）の根絶」に向けての法律の整備や適切な仕組みの強化、女性への暴力に関する啓発活動の提案がされ、今後世界レベルで重点的に取り組むべき課題として位置づけられた。第4回の北京会議以降も「北京宣言及び行動綱領」の見直しや再確認などのフォローアップが行われている。また、平成23年には国連の新しい女性機関「UN Women」が発足（既存のジェンダー機関統合）し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための取組を進めている。

★国の動き

- 平成8年に「男女共同参画2000年プラン」を策定、平成11年には男女雇用機会均等法の改正、男女共同参画社会基本法の制定が実現した。平成12年法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、平成17年、平成22年の改訂を経て、現在は「第4次男女共同参画基本計画」に基づき施策を展開している。また、平成13年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」が成立、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立した。
- 平成28年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定。「第3次男女共同参画基本計画（内閣府）」の反省を踏まえ、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を横断的視点として位置づけるとともに、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備、あらゆる分野での女性の参画拡大を強調している。

★埼玉県の動き

- 平成7年に「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定、平成8年には「世界女性みらい会議」を開催している。平成12年には全国で初めて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定した。その後、平成14年に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」、平成19年（2007年）の改訂を経て、平成23年度に「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定した。また、平成18年（2006年）に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定している。
- 「埼玉県男女共同参画基本計画」は「M字カーブの解消」、「政策・方針決定過程への女性の参画」、「男性にとっての男女共同参画」をポイントとして掲げている。

★行田市の動き

- 「行田市総合振興計画」では、まちづくりの進め方として「市民」「行政」の役割を明確に位置づけ担い手としての市民がまちづくりの主役となる姿を描いている。
- 基本計画では「男女が互いに思いやり尊重しあう生活を送っている」姿を政策目標とし、「審議会等における女性委員の割合」5年後30%、10年後40%、「VIVA ぎょうだ」を利用した市民の割合」5年後35%、10年後50%としている。

課題

我が国の男女共同参画の取組は世界の動きと密接に関連して進められています。国（内閣府）・埼玉県ともに、具体的な成果目標を掲げたアクションプランを策定しています。本市においても、国際的協調のもと国、県の計画との整合を図るとともに、本市の地域特性や現況、市民ニーズなどを把握した上で、重点的に取り組むべき成果目標の設定が重要です。

また、第5次総合振興計画では、市民と行政の協働が重視されており、男女共同参画社会の実現に向け、市民と行政の分担・連携・協働による取組を掲げています。協働の視点を取り入れた計画としていく必要があります。

さらに、基本計画に位置づけた目標値の達成を目指していく必要があります。

■第4次男女共同参画基本計画

◆男女共同参画を推進する12の重点分野

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大における目標

目 標

各項目に占める女性の割合	現状	目標（期限）	各項目に占める女性の割合	現状	目標（期限）
衆議院議員の候補者数	16.6%	30.0%	参議院議員の候補者数	24.2%	30.0%
	(H26年)	(H32年)		(H25年)	(H32年)

成果目標(抜粋)

各項目に占める女性の割合	現状	目標（期限）	各項目に占める女性の割合	現状	目標（期限）
検察官（検事）	22.4%	30.0%	国の本省課室長相当職	3.5%	7.0%
	(H27年)	(H32年度末)		(H27年7月)	(H32年度末)
国家公務員採用試験からの採用者	31.5%	30%以上	都道府県の本庁課長相当職以上	6.7%	12.5%
	(H27年度)	(毎年度)		(H27年7月)	(H32年度末)
国の地方機関課長・本省課長補佐担当職以上	8.6%	12.0%	民間企業の課長相当職以上	7.6%	12.5%
	(H27年7月)	(H32年度末)		(H26年)	(H32年)

2 東日本大震災から

- 前計画に引き続き、「第4次男女共同参画基本計画」においても、防災分野における男女共同参画の推進が重点分野の1つとされ「防災（予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む）に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する」とされている。
- 「東日本大震災復興構想会議」の提言において、「とりわけ、男女共同参画の視点を忘れられてはならない」とされている。
- 「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について」の提言において、男女共同参画の視点を踏まえた災害対応・復興を行っていくことが、安心して暮らせる優しい社会づくり、意欲と能力を生かして活躍できる強い経済社会づくりにつながるとされている。

課題

東日本大震災の経験から、政策・方針決定過程に女性の参画を拡大し、防災のすべてのプロセスにおいて男女共同参画の視点を取り入れることが求められています。

復旧・復興に関する検討やまちづくりに、地域での多様な生活者の声を反映させる必要があり、また、被災時における女性等への配慮にもつながることから、地域における男女共同参画を積極的に推進していくことが求められています。

■ 「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について（提言）」で求めている取組

○防災のすべてのプロセスにおいて、「男女共同参画の視点」を入れるため、国、地方、地域など、あらゆるレベルの政策・方針決定過程、特に復旧・復興に関する検討、決定、推進を行う会議や組織等において、女性の参画を拡大すること。

○被災者の多様なニーズに対応した支援を進めること。また、子育てやDVを含め、女性の様々な悩みに対応していく取組を充実させること。

○復興の検討、まちづくりのプロセスにおいて、女性の参画を進めるとともに、女性、子ども、障がい者等を含めた多様な国民の意見、地域での生活者の声を反映していくこと。また、雇用、起業など様々な分野で、使いやすい「基金」の設置や情報提供・人材育成、雇用確保や就労支援などを通じ、女性の経済的自立を支援するとともに、復興の担い手として女性の活躍を応援していくこと。

○東日本大震災への対応について、男女共同参画の視点から検証し、あらゆるレベルでの防災分野での男女共同参画の取組を総合的かつ効果的に進めていくこと。

○地域における男女共同参画の推進が、被災時における女性等への配慮につながることから、積極的に進めること。

■ （参考）防災関係の会議の女性委員の人数・割合について

中央防災会議 4名（委員数29名）

東日本大震災復興構想会議 1名（委員数15名）

都道府県防災会議 13.2%（内閣府 平成27年度調査）

3 市民意識調査から（平成21年度実施）

- 男女の地位の平等感については、全国的な傾向と比較して不平等感は薄い。
- 「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的役割分担意識に「同感する」市民は少ない。家庭での作業分担では家事や子育てにおいて女性の割合が高い。
- 職場での男女間の格差では、賃金・昇給での格差が最も多い。
- 女性が政策立案や方針決定をする場に進出するために重要なことは、女性では「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かちあう」が多く、男性では「女性自身が政策・方針の場に参画することへの関心を高める」ことが多く、意識に差が出ている。
- DV相談の有無については相談した女性が3割弱、男性が1割弱。
- ワーク・ライフ・バランスの認知度は「知らない」人が6割。「知っている」人は1割弱。
- 男女共同参画社会実現のために重要なことは、誰もが安心して暮らせる環境や条件の整備。
- 「VIVAぎょうだ」に望むことでは、相談事業の充実と就業支援の講座などの開催。

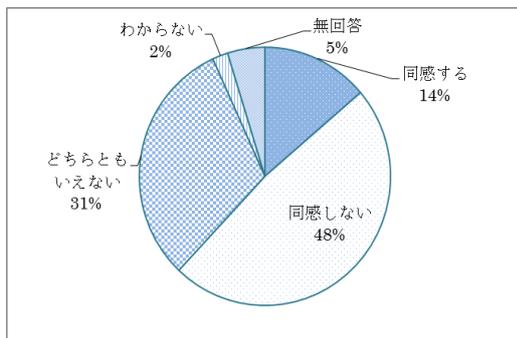
課題

市民意識調査の結果では、男女の平等感では比較的平等意識が高いものの、現実の生活におけるワーク・ライフ・バランスや雇用における男女間の格差に課題があることが分かりました。また、女性が政策立案や方針決定の場に進出するためには、女性は「家事・育児の役割分担」、男性は「女性自身が参画への関心を高めること」としており、問題意識に差があることが分かりました。

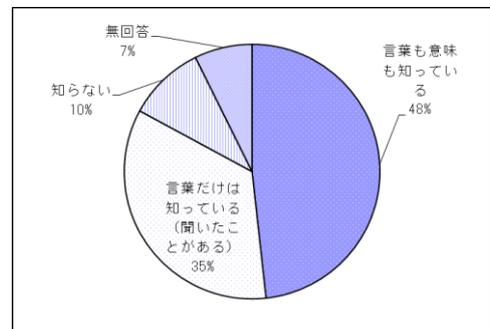
■参考：H26 年度実施 VIVA ぎょうだ主催の

各種事業参加者アンケート結果より（データ数：603）

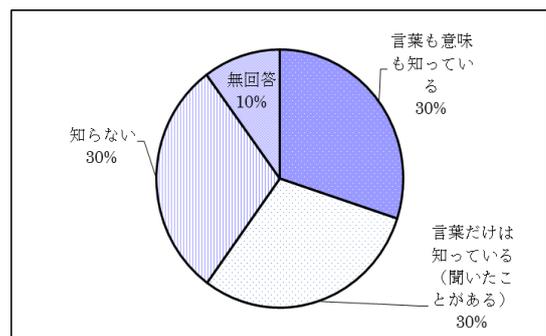
Q1.「男女共同参画」という言葉を知っていますか？



Q3.あなたは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉をご存知ですか？



Q2.「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか？



4 拠点施設「VIVAぎょうだ」の取組状況から

- 広報啓発事業では、講座、セミナー、研修会、フォーラムなど多様な事業を実施しており、テーマによって参加者数は偏重している。
- 相談事業は面接・電話の相談と合わせて、緊急の事案については関係機関と連携し迅速に対応している。
- 審議会の開催の他、ひととき保育ボランティアや男女共同参画人材リストに市民の登録がある。
- 施設稼働率は、平成25年度以降増加しているが3割に達していない。また、「VIVAを利用した市民の割合」は、2割前後である。施設の利用については、単なる貸館としてではなく、本来の目的に沿った利用の促進が課題となっている。
- 施設の利用者、利用団体が固定化している。(全国のセンターでも同じ課題を抱えている。)

課題

啓発事業などについては、市民ニーズを的確に把握しながら必要性が高く効果が期待できる事業を推進し、さらに、女性団体のネットワークの再構築を図り、幅広い市民参加による施設の運営も目指していく必要があります。また、広報活動については、「VIVAぎょうだ」の事業に限らず、市のイベントや催しなど、あらゆる機会を活用して推進していく必要があります。

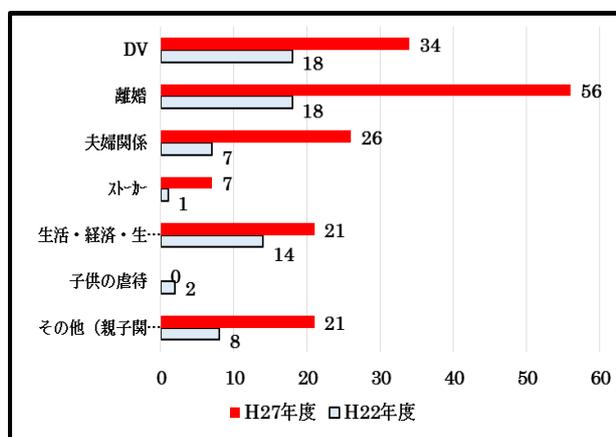
相談事業については必要とする方に直接支援が届くよう、きめ細かな対応が求められています。

施設の稼働率は増加傾向にあるものの3割に満たない状況です。利用団体や利用者の固定化を解消し利用者層の拡大を図ることにより、利用促進を積極的に進めていく必要があります。

■表 年間相談件数と相談内容

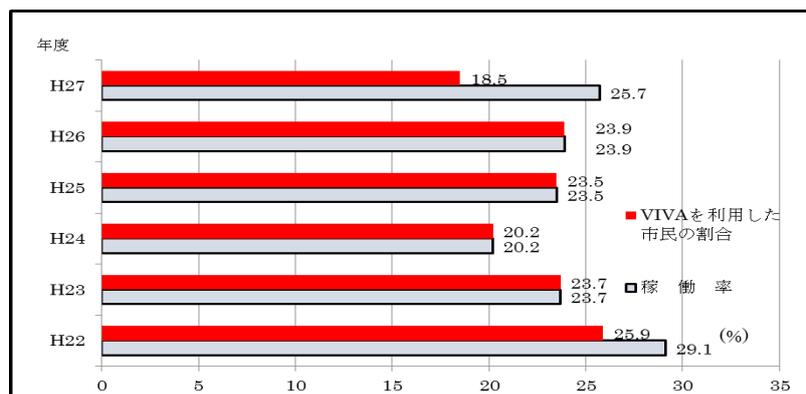
		平成22年度	平成27年度
延べ相談件数		103	93
相談の内容 (重複あり)	DV	18	34
	離婚	18	56
	夫婦関係	7	26
	ストーカー	1	7
	生活・経済・生き方	14	21
	子供の虐待	2	0
	その他(親子関係)	8	21
	計(件)	68	165

■グラフ 年度別相談内容件数(単位:件)



■グラフ

「VIVAぎょうだ」
稼働率等の推移



5 審議会等への女性の登用状況から

- ・ 審議会等の女性委員の比率24.6%と、県、県平均を下回っている。
- ・ 各部ごとの女性委員の比率を見ると、市民生活部、建設部、農業委員会における割合が低い。
- ・ 管理職の女性比率は3.8%で県平均を下回っている。

課題

国、県については、40%の目標を掲げており、本市においても10年後の目標は40%となっています。本計画においては5年後の目標30%を目指し、具体的に目標を実現していくためのポジティブアクション（積極的改善措置）を実施していくことが求められています。

そのため、全庁的な取組の強化を図るとともに、人材育成・発掘の強化や、審議会条例の見直し検討を含め、審議会等委員における市民参加の促進などに取り組んでいく必要があります。

また、女性職員の管理職登用については、長期的な視点に立ちつつも、具体的な取組が必要です。

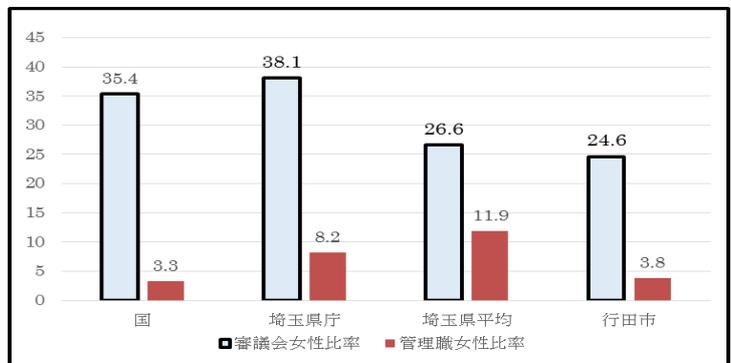
■ グラフ 国・埼玉県及び行田市の

審議会・管理職の女性比率

(平成27年3月31日現在)

※比較のために

平成26年データを使用しています。



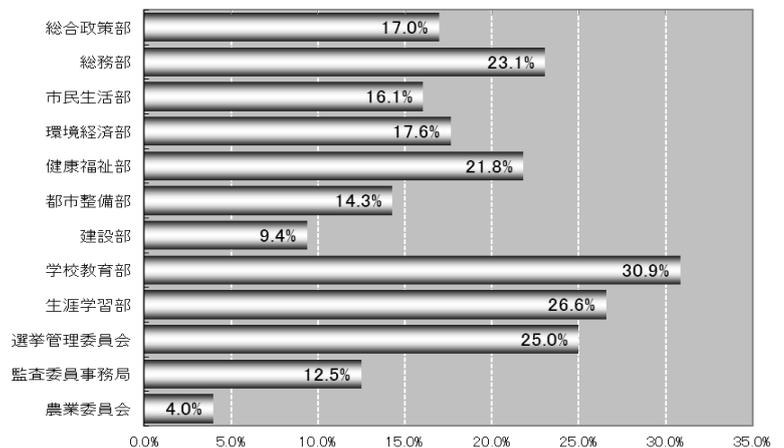
■ グラフ

各部ごとの審議会での

女性委員の比率

(平成28年4月1日現在)

全体 23.2%



■ 総合振興計画における目標値

まちづくり指標

No	指 標 名	単位	当初値 H23	現状値 H27	目標値	
					5年後	10年後
107	審議会等における女性委員の割合	%	21.4	23.2	30.0	40.0
108	「VIVAぎょうだ」を利用した市民の割合	%	25.9	18.5	35.0	50.0

6 本市の概況から

- 本市の総人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行している。
- 産業別就業者数では第3次産業が60%を超え、第1次産業は5%を割り込んでいる。
- 市民総生産額は平成19年度をピークに減少傾向にある。(平成25年度現在)
- 少子化の動向を見ると、出生数、合計特殊出生率ともに県平均を下回っている。特に合計特殊出生率は平成21年度で1.08まで下がったが、その後わずかに回復しつつある。
- 労働力の状況を見ると、埼玉県と比較してM字カーブは緩やかである反面、子どもがいる家庭での両親の就労を見ると未就学児がいる家庭の母親では、フルタイムで就労する人の割合が16.1%、就学児童のいる家庭の母親でも24.3%となっている。
- 雇用環境を見ると、全般的に女性の非正規雇用比率が高くなっているが、平成6年頃から、いずれの年齢層においても非正規雇用率が上昇している。

課題

人口減少、少子化の影響のなか、M字カーブが緩やかな反面、合計特殊出生率も下降しています。子どものいる世帯ではフルタイムで働く母親が少ないことなどから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれていない現状が伺えます。

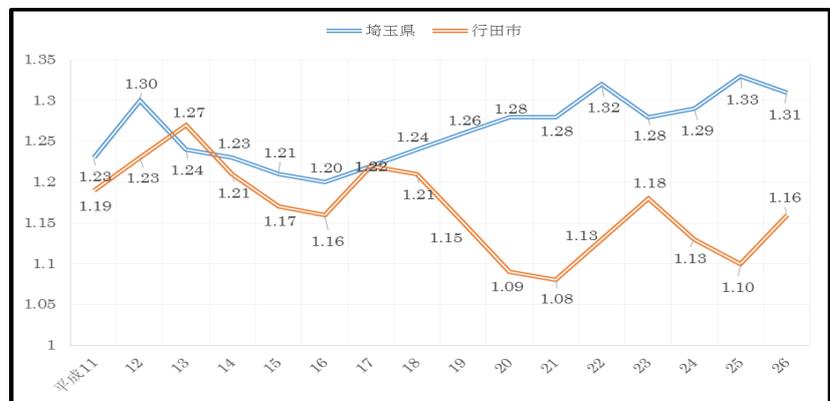
女性の活躍による経済社会の活性化が求められる状況のなか、キャリアを持ちながら結婚・出産が可能な環境の整備や出産・子育て後の再チャレンジを支援する環境の整備が重要です。

また、男性、女性ともに仕事と生活の調和を図っていけるよう、子育て支援、育児休業制度の取得促進、就労環境の向上に向けた事業所への啓発などを総合的に推進していくことが求められています。

※M字カーブの解説についてP31に記載があります。

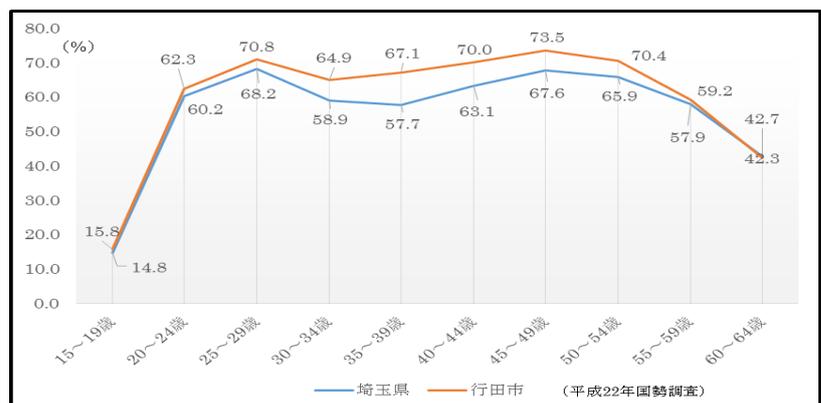
■グラフ

合計特殊出生率の推移
(埼玉県・行田市)



■グラフ

女性の労働力率
(埼玉県・行田市)



7 次世代ニーズ調査から

- 子どもの身の回りの世話は9割以上が母親。
- 就労状況については、父親はほとんどが就労しているが、母親は未就学児では5割以上が未就労。
- 育児休業制度を利用した人は19.6%で母親。父親はわずか0.8%。
- 家事・育児に関する満足度では、父親にくらべて母親の満足度が低くなっている。

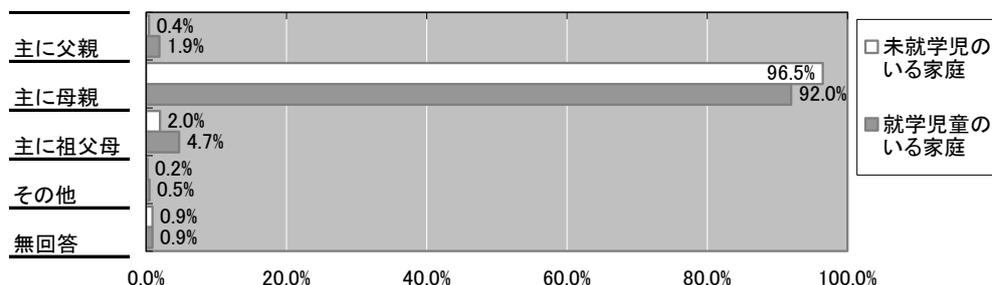
課題

未就学児のいる家庭での母親の5割は就労していないなど、働きながら子育てをすることが難しい状況であることが分かります。結果として、子どもの世話の9割は母親で家事・育児に関する母親の満足度が低くなっています。

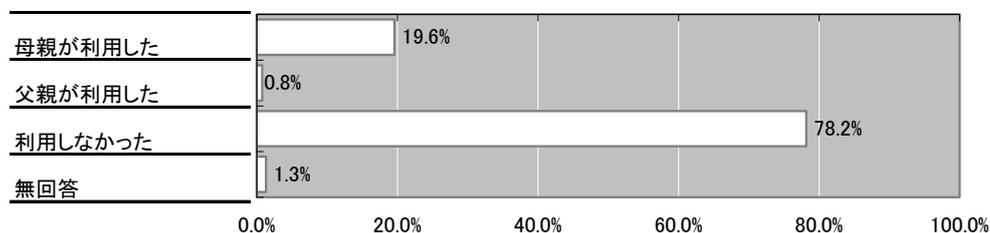
子育て支援の更なる充実を図り、子育てをしながら働くことができる環境整備を進めていく必要があります。

また、育児休業制度等を利用している市民の割合を見ると、制度の周知徹底、事業所等への啓発を進めていく必要があることが分かります。

■ 「お子さんの身の回りの世話を主にしている方について」



■ 「お子さんの育児に関して、母親又は父親の育児休業制度の利用状況について」



8 男女共同参画施策の進捗状況から

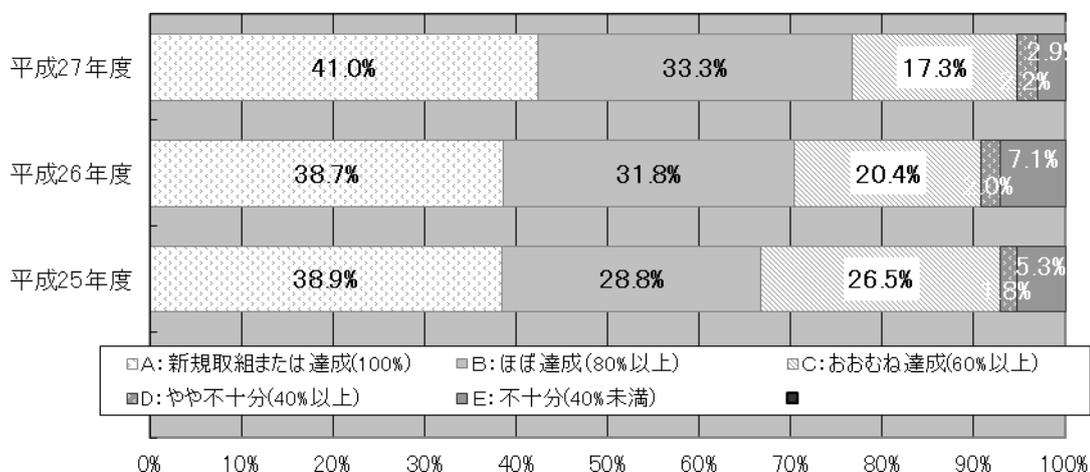
- 年度別の進捗状況を見ると、概ね着実に事業の達成率が上がっている。
- 「国際理解と交流の促進」（外国人への理解と支援）では、「日本語ボランティアの養成」や「外国人住民が気軽に相談できる窓口の設置の検討」が未実施となっている。
- 「女性農業者育成・支援」（農業経営改善支援センターの活用）「家族経営協定の普及促」が、希望者・相談者なしのため、3年連続E評価となっている。
- 「男性職員の制度利用」は、プラン開始からH27年度まで「実績なし」が続いている。

課題

進捗状況がE評価となっている事業については、その必要性、現実性などについてニーズ等を考慮しながら再検討し、施策・事業のバランスを検討していく必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けた全庁的な取組を基本としながら、男女共同参画を推進するためのプランに必要な施策展開のあり方を再検討する必要があります。

■グラフ 評価区分別取組状況の推移



3章 基本理念・基本目標



3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

行田市では平成19年に「行田市男女共同参画推進条例」を制定し、以下の基本理念を掲げました。本計画においては、この基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

(1) 男女の人権尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないことその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担の解消

性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。

(3) 方針立案及び決定への参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女の家庭生活の円滑化

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女の生涯にわたる健康な生活

男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び男女が生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。

(6) 国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解し、国際的協調の下に行うこと。

スローガン

男女がともに参画できる社会の実現を目指して

2 基本目標

本市を取り巻く状況と課題を踏まえ、条例に位置づけられている基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成を目指すため、5つの基本目標を掲げます。

●●しくみを作ろう●●-Ⅰ. 男女共同参画の体制づくり-

全庁的な取組のもと、計画を着実に実行できる進行管理体制の充実に努めるとともに、国・県等と連携した効果的な施策展開を図ります。さらに、男女共同参画の推進拠点である「VIVAぎょうだ」の機能強化と効果的な活用に努めます。

政策決定過程における男女共同参画を推進するため、あらゆる機会を捉えて女性の積極的な登用や参画拡大を促進するとともに、それに対応できる人材を育成します。

また、女性団体への支援や市民参加による計画の推進など、市民との連携による男女共同参画を推進するとともに、地域活動での性別役割分担の是正に取り組みます。さらに、男女共同参画の視点に立った国際理解と交流の促進や環境分野における女性の参画を推進します。

●●ワーク・ライフ・バランスを図ろう●●-Ⅱ. 男女共同参画の環境づくり-

誰もが充実感をもって働き、家庭や地域生活においても多様な生き方が実現できる社会を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための意識啓発や情報提供に努めます。

経済社会における男女共同参画を推進するため、女性の就労支援・キャリア形成支援や事業所への啓発、心身両面にわたる健康対策など雇用環境の改善に向けた取組を推進するとともに、農業・自営業に従事する女性への支援を図ります。

地域全体で子育てを支える環境を目指した啓発に努めるとともに、保育サービスの充実など男女が働きやすい環境の整備や子育て関連の相談サービスの充実、子育て中の親を対象としたネットワークづくり、男性が子育てしやすい環境の整備などを積極的に推進します。

●●安心して暮らそう●●-Ⅲ. 安全と健康を守るまちづくり-

地域における男女共同参画を推進するため、防災・防犯での男女共同参画を促進します。

また、生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備を目指し、男女共同参画の視点からきめ細かい支援や各種相談体制の充実に努めます。

市民の生涯を通じた健康づくりを支援するため、性と生殖に関する健康と権利についての啓発、個々のニーズに応じた健康支援、妊娠中から子育て期まで母子保健の充実に努めるとともに、学校における適切な性に関する教育や感染症等予防対策の推進、市民のスポーツ活動の促進に努めます。

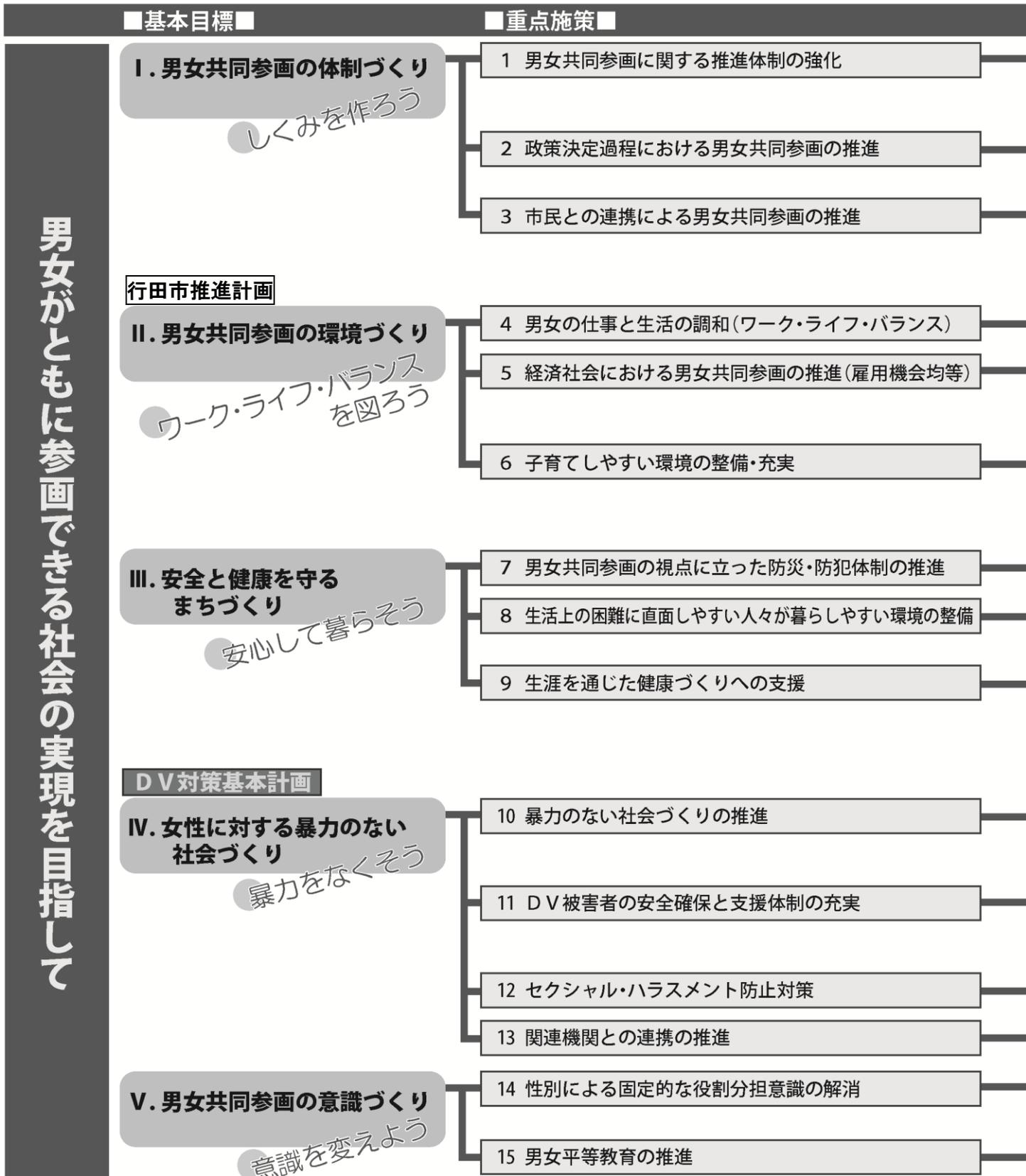
●●暴力をなくそう●●-Ⅳ. 女性に対する暴力のない社会づくり-

女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、市民に対する意識啓発、デートDV防止対策、児童虐待の防止に努めるとともに、被害を早期発見するため、相談体制の充実に努めます。また、DV被害者に対しては保護・自立支援、子どもの安全確保に努めます。さらに、セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメント防止対策、関係機関との連携強化等に取り組みます。

●●意識を変えよう●●-Ⅴ. 男女共同参画の意識づくり-

性別による固定的な役割分担意識の解消を目指した啓発活動の充実に努めるとともに、女性だけでなく、男性や子どもにとっての男女共同参画を推進します。また、学校教育から生涯学習まで、すべての市民を対象とした男女平等教育に取り組みます。

3 施策の体系



男女がともに参画できる社会の実現を目指して

■施策の方向■

■目標指標■

(1)担当部署の機能の充実 (2)計画進行のチェック体制の整備・充実 (3)国・県等との連携 (4)活動拠点施設の効果的な運営	「VIVAぎょうだ」を利用した市民の割合 25.9% → 50.0%
(1)政策決定過程への女性の積極的登用 (2)政策決定過程における市民参画 (3)女性の人材育成	審議会委員における女性委員の割合 21.4% → 40.0%
(1)市民参加による計画推進 (2)地域活動での性別役割分担の是正 (3)女性団体への支援とネットワークの促進 (4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援) (5)環境分野における女性の参画推進	自治会長に占める女性の割合 2.7% → 10.0%
(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及 (2)仕事と生活の調和に関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの意味を知っている市民の割合 6.8% → 50.0%
(1)女性の就労支援・キャリア形成支援 (2)雇用環境の整備促進と事業所への啓発 (3)農業・自営業における男女共同参画の推進 (4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	キャリア形成支援のための講座参加者数 30人 → 100人
(1)子育てしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発 (2)男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実) (3)子育て関連の相談サービスの充実 (4)子育て中の親の交流・ネットワークづくりの支援 (5)男性が子育てしやすい環境の整備	保育所サービスについて満足している市民の割合 9.3% → 50.0%
(1)防災における男女共同参画の推進 (2)防犯における男女共同参画の推進	自主防災組織の組織率 24.6% → 85.0%
(1)ひとり親家庭への支援 (2)高齢者福祉・障がい者福祉・介護保険の充実 (3)相談事業の充実	いきいき・元気サポーターの登録者数 170人 → 600人
(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着 (2)生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援) (3)母子保健の充実 (4)学校教育等における性に関する教育の充実 (5)学校教育における感染症等予防対策の推進 (6)生涯にわたるスポーツ活動の促進	女性特有がん検診受診者数 3,116人 → 9,000人
(1)暴力を許さない意識づくり (2)暴力防止に向けた学校教育 (3)デートDV(結婚していない恋人間での暴力)防止活動の実施 (4)児童虐待の防止	DVという言葉を知っている中学生の割合 48.0% → 100.0%
(1)早期相談の促進と相談体制の充実 (2)被害者の安全確保 (3)自立への支援 (4)子どもの安全確保	DVについての相談の有無 19.3% → 50.0%
(1)啓発及び相談体制の充実 (2)雇用や教育の場における防止対策の促進	セクシャル・ハラスメント防止研修の充実 1回/隔年 → 1回/年
(1)関係機関との連携強化 (2)職務関係者研修の推進	市内DV対策連携会議の開催 0回/年 → 4回/年
(1)男女共同参画社会の実現に向けての創意ある啓発活動の推進 (2)男性にとっての男女共同参画 (3)子どもにとっての男女共同参画	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」市民の割合の男女差の縮小 12ポイント → 5ポイント
(1)学校における男女平等教育の推進 (2)生涯学習による男女平等意識の醸成	「男女共同参画社会」を知っている児童・生徒の割合 11.6% → 50.0%

4章 推進計画



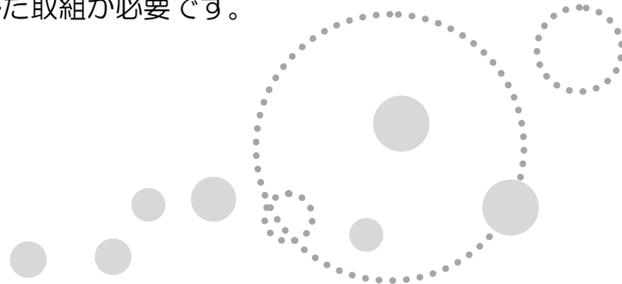
重点施策 1 男女共同参画に関する推進体制の強化

■課題■

本市を取り巻く環境の変化や市の特性を踏まえながら、あらゆる分野において男女共同参画を推進していくため、市民、事業者、民間団体と行政が、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

本市においては、平成13年から「ぎょうだ男女共同参画プラン」に基づき、様々な施策を推進してきましたが、目標を達成できていない取組もあります。幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、さらに関係各課が積極的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができる推進体制が必要です。

また、総合的な拠点施設として、平成19年度に男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」をオープンし、その利用者数は、平成22年度は年間2万人まで増加しましたが、年間の稼働率は平成27年度で約25.7%と低く、最も稼働率が高い研修室1でも約35%に留まっています。今後は「VIVAぎょうだ」の拠点機能の強化を図り、多くの市民に利用される施設を目指した取組が必要です。



■施策の方向■

- 担当部署の機能の充実を図るとともに、「行田市男女共同参画推進条例」の適切な運用を図ります。
- 計画進行チェック体制の強化を図ります。
- 「VIVAぎょうだ」の拠点機能強化を図ります。

—たくさんの市民が集まる「VIVAぎょうだ」を目指します—

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	現況値 平成28年度	目標値 平成33年度
「VIVAぎょうだ」を利用した市民の割合	男女共同参画の拠点施設としての機能強化を図り、「VIVAぎょうだ」を利用した市民の割合の向上を目指します。 (第5次行田市総合振興計画)	25.9% (H22)	18.5% (H27)	50.0%

■ 取組 ■

(1) 担当部署の機能の充実

男女共同参画を推進する担当部署の機能充実を図るとともに、庁内推進組織及び審議会の活用を図ります。

① 推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画を推進する担当部署の政策調整機能及び企画立案機能の充実 ● 行政推進会議及び専門部会、審議会の活用など推進体制の充実 	男女共同参画推進センター関係各課
② 行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進 	男女共同参画推進センター関係各課

(2) 計画進行のチェック体制の整備・充実

計画の進捗状況調査に基づく事情等の年度毎の見直しなど、行政評価システムとの整合を図りながらプランの推進を図ります。また、時代の変化に対応したプランとするため、中間年（5カ年）での見直しを検討します。

① ぎょうだ男女共同参画プランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 進捗状況調査の実施及び計画進行のチェック ● 審議会におけるプランの進捗状況に対する意見聴取と計画の進行への反映 	男女共同参画推進センター関係各課
② 行政評価に基づく計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政評価システム導入の検討 ● 計画の着実な推進と評価の実施 	企画政策課
③ 中間年での計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間年において計画の見直しの実施 	男女共同参画推進センター

(3) 国・県等との連携

男女共同参画施策を効果的に推進していくため、国・県との連携により多様な事業展開を図ります。また、男女共同参画にかかる国・県の施策に対し必要に応じて要望していきます。

① 国や県と連携しての事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・県と連携した事業の推進 ● 国・県による法制度の整備や広域的な対応が望まれる施策の要望 	男女共同参画推進センター
------------------	--	--------------

(4) 活動拠点施設の効果的な運営

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な活動拠点施設として、広く市民の利用が図られるよう、男女共同参画推進センターの効果的な運営に努めるとともに、拠点機能の強化を図ります。

① 活動拠点施設の効果的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 「VIVA ぎょうだ」の活動内容の周知 ● 掲示等による男女共同参画に関する情報のPR ● 貸館業務等業務内容の検討 	男女共同参画推進センター
② 「VIVA ぎょうだ」の拠点機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い市民層が訪れやすい仕組みづくりの検討 ● 男女共同参画に係わる市民活動の場の提供 	男女共同参画推進センター

重点施策2 政策決定過程における男女共同参画の推進

■課題■

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、その責任を分かち合うことが重要です。

政策や方針の立案及び決定への男女の共同参画は、男女共同参画社会の基盤をなすものであるにもかかわらず、未だ充分に実現しているとはいえません。

社会の変化に対応し持続的に地域が発展していくためには、多様な視点や新たな発想を取り入れながら、あらゆる分野における男女の参画を促進していく必要があります。

行田市における平成28年4月1日現在の女性を含む審議会等の比率は9割以上となっていますが、審議会等の女性委員の比率は総数の3割に満たない状況です。

審議会等については女性委員の人材不足などから、女性比率の向上が進んでいない状況です。今後は、女性委員比率の向上を図る取組を進めるなど女性の参画を推進する取組を強化する必要があります。

■施策の方向■

- 審議会等委員や女性管理職の登用を図ります。
- 女性の人材育成に努めます。

—政策決定に係わる女性の割合を増やします—

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	現況値 平成28年度	目標値 平成33年度
審議会委員における女性委員の割合	政策決定過程において女性の意見が反映されるよう、行田市の審議会等委員における女性委員の割合の向上を目指します。(第5次行田市総合振興計画)	21.4%	23.2%	40.0%

■ 取組 ■

(1) 政策決定過程への女性の積極的登用

条例・規定の見直しや市民参画の促進、全庁的な取組により審議会等における女性委員の登用を促進します。また、これまでの慣行などにとらわれることなく、女性が能力を発揮できる職場環境を整備することにより、行田市女性職員の職域拡大、管理職への積極的な登用に努めます。

① 審議会等への女性の登用	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ● 審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ● 公募制の導入 	関係各課
② 女性の政策への関心、参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策立案や行政・議会の仕組みなどをテーマにした講演会の実施 ● 情報紙における継続的な情報提供を推進 	男女共同参画推進センター 関係各課
③ 女性の管理職等への登用	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的改善措置（ポジティブアクション）の浸透 ● 女性の職域拡大に関する意識啓発の推進 	人事課
④ 民間企業・関係団体等への女性の登用の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的格差是正措置に関する情報提供の推進 	男女共同参画推進センター 関係各課

(2) 政策決定過程における市民参画

市民に開かれた審議会・委員会を目指すとともに女性委員の拡大を図るため、審議会や委員会における規約等の見直しを図り、公募制を積極的に導入します。

また、審議会等の策定過程の情報については、パブリック・コメントなどにより市民に公表します。

① 各種委員会・審議会等への公募制の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員の選定における公募制の導入 	関係各課
② 市民意向の反映	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民意識調査やヒアリング調査の実施 ● パブリック・コメント（条例に定める市民意見募集手続き）の実施 	関係各課

(3) 女性の人材育成

政策決定過程における男女共同参画を目指し、各種研修の実施・拡大により、女性職員の職域拡大や管理職登用に向けた人材育成を推進します。また、女性が政策決定過程に参画できる機会を拡大するための様々な取組を推進します。

① 男女共同参画の視点からの職員研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修会の実施 	男女共同参画推進センター 人事課
② 女性職員の研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性職員の研修機会の充実 ● 各種研修における公募科目の拡充 	人事課
③ 男女共同参画の視点に立った講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の視点に立った学級・講座の開催 	地域公民館
④ 女性の人材育成と幅広い人材の登用	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる分野での女性の登用の実施 ● 男女共同参画人材リストの定期更新 	人事課 男女共同参画推進センター

重点施策3 市民との連携による男女共同参画の推進

■課題■

地域社会の一員として、男女が共に理解し支え合いながら地域の問題を解決していこうとする活動は、地域の活性化の原動力となります。

市、市民、事業者の連携・協力を促進し、政策方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れ、相互に連携し補い合うネットワークづくりが必要です。

本市の地域活動における男女共同参画の状況を「行田市民意識調査（平成21年度）」で見ると、「自治会、町内会などの参加」「福祉・ボランティア活動」「趣味・教養・スポーツ等のサークル活動」「環境保護活動」では男性の割合が高く、「PTA や子ども会などの活動」「市で行う講座等への参加」では女性が多くなっています。

また、自治会長における女性の比率を周辺都市と比較して見ると、行田市では2.7%、埼玉県平均では4.3%となっており、県平均を下回っています。

地域における多様な活動への参画促進や地域活動の中心的な役割を果たす女性の拡大を図っていくことが求められています。

■施策の方向■

- 男女共同参画を推進するための地域活動に、市民・団体・事業者などが参画しやすい体制づくりを推進します。
- 女性団体への支援とネットワーク化を図ります。

—地域活動で活躍する女性の割合を増やします—

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	現況値 平成28年度	目標値 平成33年度
自治会長に占める女性の割合	地域活動において女性の意見が反映されるよう、自治会長における女性の割合の向上を目指します。 (内閣府第3次男女共同参画基本計画)	2.7% (H23.1)	2.7% (H28.4)	10.0%

■ 取組 ■

(1) 市民参加による計画推進

市政への参画情報の提供や民間企業・関係団体への働きかけ、市民との連携事業、県及び近隣市町村との連携事業を推進するなど、市民参画による計画推進を目指します。

① 市政への参画情報・参画機会の提供	●市ホームページ等の活用による参画情報の提供	企画政策課
② NPOと連携した事業推進・新たな団体、グループの育成支援	●情報・活動機会の提供 ●相談窓口の整備 ●NPO活動と連携した事業の推進 ●新たな団体・グループの育成支援の実施	地域づくり支援課
③ 県及び近隣市町村主催事業に協力・参加	●意見交換会等への参加 ●県や近隣市町村が主催する事業に対する協力体制の充実	男女共同参画推進センター

(2) 地域活動での性別役割分担の是正

地域活動における固定的性別役割分担意識の解消を図るため、啓発活動を推進するとともに、地域活動における女性の活動の支援、地域活動における固定的な役割分担の是正に向けた支援に努めます。

① 社会通念や慣行の見直しのための啓発活動の実施	●社会通念や慣行の見直しの啓発 ●講座開催時に意識啓発用のリーフレットの配布や説明の実施	男女共同参画推進センター
② 自治会、コミュニティ活動の女性リーダーの育成	●リーダーステップアップ講座の開催 ●自治会・地域コミュニティ協議会の活動支援と育成 ●自治会女性部の活動支援	男女共同参画推進センター 地域づくり支援課

(3) 女性団体への支援とネットワークの促進

市民との連携による男女共同参画を推進するため、市内で活動する女性団体の支援とネットワーク化を促進します。

① 女性団体への支援とネットワークの促進	●関連団体のネットワーク化 ●浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊などの活動の促進	男女共同参画推進センター 消防本部
② 新たな団体、グループの育成支援	●新たな団体・グループづくりのための講座の開催 ●新たな団体・グループ活動の立ち上げ支援	男女共同参画推進センター

(4) 国際理解と交流の促進（外国人への理解と支援）

グローバル化にとまない、地域における国際化が進展していることを踏まえ、国際理解と国際交流の促進を図ります。また、本市に在住する外国人が安心して暮らすことができるよう、サポート体制の充実を図ります。

① 国際理解と多文化共生	●ALTによる国際理解教育の充実 ●多文化共生の視点からの教育活動の取組	学校教育課
② 国際交流の推進	●ワンナイトステイ事業の推進 ●日本語ボランティアの養成 ●在住外国人のための学習環境や情報提供の充実 ●平和を考える8日間（戦争体験者語る会）の継続	地域づくり支援課

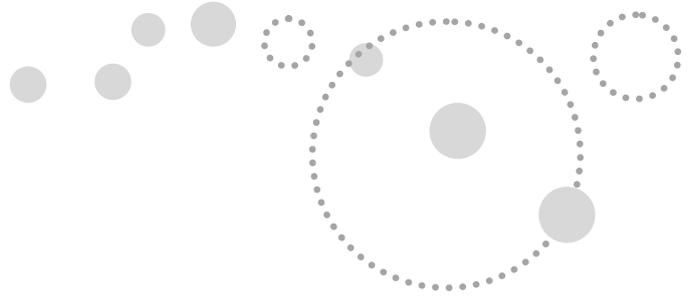
③生活に密着した国際交流事業の推進	●各種講座の開催による生活に密着した国際交流事業の推進	中央公民館 地域公民館
④外国語による広報の推進	●広報担当で作成する刊行物などについての外国語表記を検討 ●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示等による啓発活動	広報広聴課 商工観光課 市民課
⑤外国人相談窓口の設置	●外国人住民が気軽に相談ができる窓口の設置の検討	企画政策課
⑥外国籍の方に対する生活サポート	●「外国人総合相談センター埼玉」(p29 参照) の利用	市民課
⑦海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	●国際的な男女共同参画の推進状況などの情報収集と提供	男女共同参画推進センター

(5) 環境分野における女性の参画推進

持続可能な社会の実現を目指していくため、環境分野における男女共同参画を推進します。

①環境分野の政策決定における女性の意見の反映	●環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ●男女共同参画の視点に立った計画策定	環境課
------------------------	--	-----





●ご存知ですか？【p28 外国人総合相談センター埼玉】

外国人総合相談センター埼玉：埼玉県では言葉や習慣の違い、情報不足などで、日常生活に様々な不便を感じたり、支障を来している外国人を支援するため、平成 18 年度「埼玉県外国人ヘルプデスク」を設置。現在 8 カ国語で相談に応じる他、県・市町村の窓口職員と外国人相談者間の電話通訳を実施している。

重点施策4 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

■課題■

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、個人にとっては、仕事により生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との充実した時間や、自己啓発・地域活動への参加の時間を持つことができる、豊かな生活を可能にします。また、子育てや介護など、個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようになります。

企業にとっては、人材の確保と定着、従業員のモチベーション向上、心身の健康保持により、生産性の向上やイメージアップというメリットが生まれることとなります。さらに、家族で過ごす時間の充実や地域活動の活性化等、社会全体の好循環にもつながります。

行政だけではなく、市民、事業者、市民活動団体など様々な主体が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組んでいくことが必要です。

本市の状況を「行田市民意識調査（平成21年度）」で見ると、ワーク・ライフ・バランスという言葉が『知らない』と回答した人が60.5%を占め、『言葉も意味も知っている』と回答した人と『言葉だけは知っている』と回答した人を合わせても認知度は25.5%にとどまっています。市民誰もが仕事と生活の調和を図り豊かな人生を送ることができるよう、意識啓発を進めるとともに子育ての環境の整備を推進する必要があります。

■施策の方向■

- 市民や事業者に向けて、仕事と生活の調和への意識啓発を図ります。
- 市内における仕事と生活の調和の実現を図ります。

ーワーク・ライフ・バランスの実現を目指しますー

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	目標値 平成33年度
ワーク・ライフ・バランスの意味を知っている市民の割合	「ワーク・ライフ・バランス」の意味を知っている市民の割合の向上を目指します。 (行田市民意識調査)	6.8% (H21)	50.0%

■取組■

(1) 仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及

長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直すため、市民、事業者に向けて、仕事と生活の調和に向けた意識啓発・制度の普及を推進します。また、多様な働き方を支援するため、働く男女の健康管理対策に取り組みます。

①仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスに関する各種講演会・講座等の充実 ●関係機関等が作成したパンフレットの配布・ポスターの掲示などによる意識啓発活動の推進 ●九都県市ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの周知 	子ども未来課 商工観光課 人事課 男女共同参画推進センター
②働く男女の健康管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ●各種検（健）診の実施 ●健康相談、保健指導の充実 	保健センター
③庁内におけるワーク・ライフ・バランスの実現	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所におけるノー残業デーなどの推進 ●育児休業制度、介護休暇制度の周知と奨励 	人事課 男女共同参画推進センター

(2) 仕事と生活の調和に関する情報提供

ワーク・ライフ・バランスに関する情報をあらゆるメディアを活用して積極的に推進するとともに、男女の多様な働き方を支援するための法制度について周知を図ります。

①仕事と生活の調和に関する情報提供と制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスを推進する情報提供 ●情報紙「VIVA」やその他のメディアの活用 ●雇用確保のための相談等の実施 ●育児休業制度・介護休業制度の普及と利用促進 	子ども未来課 商工観光課 人事課 男女共同参画推進センター
-------------------------	---	--

●M字カーブとは？

M字カーブ：女性の年齢階層別労働力率を見ると、出産や子育て期間の労働力率が低く落ちこむM字型のカーブを描くことから、M字カーブと呼ばれています。昭和 50 年からほぼ 10 年ごとの変化をみると、現在も依然として M 字カーブを描いているものの、ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきています。

参考：内閣府男女共同参画局

※行田市のM字カーブのグラフをP12に掲載しています。

重点施策5 経済社会における男女共同参画の推進（雇用機会均等）

■課題■

男性は家計の支え手という固定的性別役割分担意識があるといわれています。心身の健康を損ねる過剰な労働は重大な社会問題であり、男女問わず健康で豊かな生活を送れるための支援が必要です。

そのためには、雇用における機会均等を実現していくことが必要です。

男女の雇用の実態を比較すると、賃金、昇進、人事配置などの多くの面で不平等感が今なお残っています。また、女性の多くが非正規雇用の不安定な雇用形態で働いています。

本市の市民意識調査における職場での男女間の格差を見ると、『賃金、昇給などに男女差がある』が32.2%、『職務内容における男女差がある』が29.6%、『男性に比べて女性の採用が少ない』が27.5%となっています。女性の雇用が確保され、適正に能力が評価されるよう、女性の就労支援、市民の意識啓発、企業への積極的な働きかけを推進する必要があります。

■施策の方向■

- 女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していくための支援を行います。
- 雇用環境の改善や職場における健康対策などの取組を推進します。

－女性のキャリア形成を支援します－

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	現況値 平成28年度	目標値 平成33年度
キャリア形成支援のための講座参加者数	キャリア形成支援を目的として実施する講座の参加者数の増加を目指す。（職業能力開発・育成、経営参加等）	30人 (H22)	56人 (H27)	100人

■ 取組 ■

(1) 女性の就労支援・キャリア形成支援

女性がいきいきと能力を発揮して経済社会に参画していくためには、職業能力の開発・向上が重要であることから、女性が働くための情報提供やキャリア形成支援に努めるとともに、非正規雇用の雇用環境の改善支援、働きながら出産子育てに携わる女性の健康支援に努めます。

①女性が働くための情報並びに学習機会の提供	●市民を対象に女性が働くための情報提供 ●就職支援講座やお仕事相談会の開催など各種講座・講演会等の学習機会の拡大	商工観光課 男女共同参画推進センター
②女性のキャリア形成支援	●中小企業者向け法律相談や経済講演会等の実施 ●各種講座の開催	商工観光課 男女共同参画推進センター
③女性の活躍による経済の活性化	●起業家支援事業助成制度による支援	商工観光課
④働く女性の母体保護の促進	●相談事業の実施 ●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発	保健センター 商工観光課

(2) 雇用環境の整備促進と事業所への啓発

雇用、就業形態の多様化のなか、市民が柔軟な働き方を選択できることが重要であることから、市民に向けた法制度の周知を図るとともに、事業者に向けた取組支援や非正規雇用における雇用環境の改善支援に努めます。

①市民に向けた法制度の周知	●関係機関が作成したパンフレットの配布や、ポスターの掲示等による各種法制度の啓発活動の実施 ●男性の育児休業取得についての啓発	商工観光課
②指導的立場への女性の参画促進	●300人以下の事業に対する一般事業主行動計画の策定の促進	商工観光課 男女共同参画推進センター

(3) 農業・自営業における男女共同参画の推進

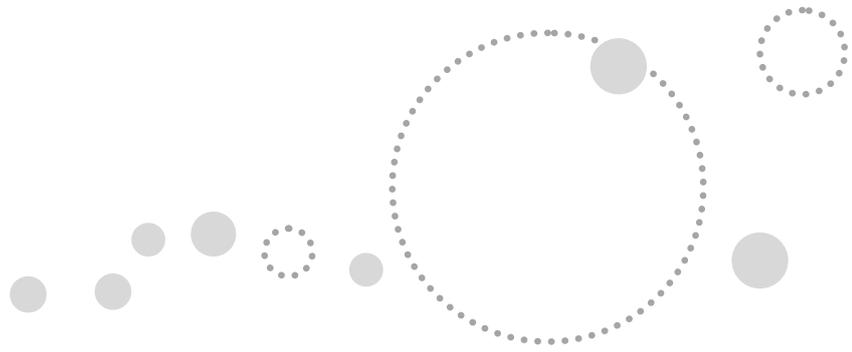
農業就業人口の半分は女性であるとの状況を踏まえ、女性農業者の育成・支援、農業経営や地域社会における女性の参画拡大を促進します。

①女性農業者の育成・支援	●女性アドバイザー研修参加の促進 ●農業経営改善支援センターの活用と就農相談の推進	農政課 農業委員会
②家族経営協定の普及促進	●家族経営協定の普及促進	農政課 農業委員会
③農業分野における女性の参画促進	●農業委員及び各種農業組織への女性の参画の推進	農政課 農業委員会

(4) 職場における心身両面にわたる健康対策（過重労働対策など）

経済・産業構造が変化するなか、仕事か職業生活に関する不安・悩み・ストレスを感じている労働者が増加している状況を踏まえ、職場におけるメンタルヘルスケアや加重労働による健康障害防止対策に向けた支援に努めます。

①メンタルヘルスケアの促進	●労働者の心の健康の保持増進のための措置（メンタルヘルスケア）の実施を促す事業所に向けた啓発	商工観光課 保健センター 人事課
②過重労働による健康障害防止対策	●過重労働による健康障害防止の適切な措置についての事業所等に向けた啓発 ●市民に対する健康障害の未然防止のための健康管理対策の促進	商工観光課 保健センター 人事課



重点施策6 子育てしやすい環境の整備・充実

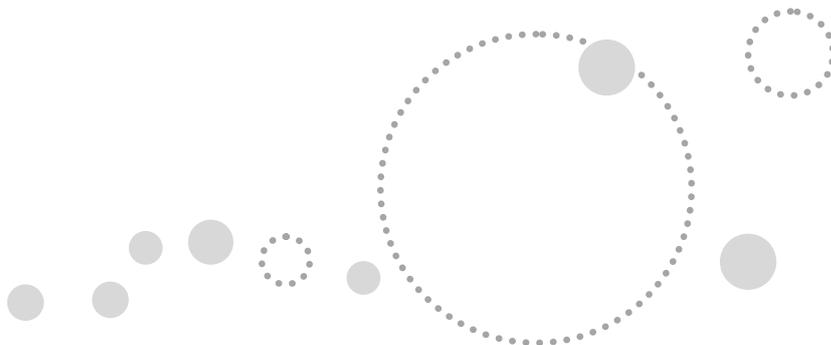
■課題■

男女が多様な働き方を選択できるよう、子育てしやすい環境整備を行うとともに、男性が子育てに参画できるよう、男性の働き方を見直す必要があります。

そのため、子育て支援の更なる充実、制度の活用促進や子育てしやすい職場環境づくりに向けた啓発が必要となっています。

行田市次世代育成支援行動計画ニーズ調査において、子どものいる家庭での両親の就労状況を見ると、未就学児がいる家庭では母親の約50%は就労しておらず、フルタイムで働いている母親はわずか16.1%となっている状況です。

本市の女性が就労しながら安心して子どもを産み育てることができるよう、総合的な子育て支援の充実を図る必要があります。



■施策の方向■

- 子育て関連の相談サービスの充実、子育て中の市民の交流やネットワークづくりの支援を図ります。
- 男性が子育てしやすい環境の整備を図ります。

－男女が子育てしやすい環境を目指します－

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	現況値 平成28年度	目標値 平成33年度
保育所サービスについて満足している市民の割合	保育ニーズを的確に捉え、保育所サービスについて満足している市民の割合の向上を目指します。 (第5次行田市総合振興計画)	9.3%	10.9% (H26)	50.0%

■ 取組 ■

(1) 子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発

職場優先の組織風土の見直しや男性を含めた働き方の見直しが必要であるとの認識に立ち、市民及び市内事業者に向けて、子育てがしやすい制度の活用に向けた啓発や職場づくりに向けた啓発を図ります。

①子育てがしやすい制度の活用に向けた啓発	●子育てをするためのセミナーや連続講座を開催	男女共同参画推進センター 子ども未来課 保健センター 商工観光課
②子育てがしやすい職場づくりに向けた啓発	●くるみんマーク・プラチナくるみんマーク（p39参照）の普及促進 ●子育てを支援している企業の拡大	男女共同参画推進センター 子ども未来課 保健センター 商工観光課

(2) 男女が働き続けやすい環境の整備（子育て支援事業の充実）

雇用、就業形態の多様化のなか、市民が柔軟な働き方を選択できることが重要であることから、市民に向けた法制度の周知を図るとともに、事業者に向けた取組支援や非正規雇用における雇用環境の改善支援に努めます。

①子育て支援事業の充実 （病後児保育事業／ショートステイ事業／トワイライトステイ事業）	●病気の児童を医療機関に付設された専用スペースでの一時的保育 ●児童を児童養護施設等で一時的に養育	子ども未来課
②保育サービスの充実 （延長保育事業／障がい児保育事業 乳幼児保育事業等）	●延長保育の充実 ●障がい児保育の推進 ●乳幼児保育を推進	子ども未来課
③保育士の資質向上	●研修会への参加促進 ●保育協議会・保育士会の運営支援	子ども未来課
④家庭保育室の運営支援	●家庭保育室での乳幼児保育の実施	子ども未来課
⑤企業内保育施設の設置促進	●企業内保育施設の設置促進	子ども未来課
⑥放課後児童対策事業	●就労などにより保護者が昼間家庭にいない低学年児童を対象に放課後の遊び及び生活の場の提供	子ども未来課
⑦ファミリー・サポート・センター事業の推進	●ファミリー・サポート・センター事業の推進	子ども未来課

(3) 子育て関連の相談サービスの充実

子育て世帯の様々な悩みや課題に的確に対応していくため、子育てに関連する相談体制の充実、教育相談の充実に努めるとともに、子育てや教育に関する様々な情報を迅速に提供します。

①子育てに関する相談体制の充実	●家庭児童相談員等による相談体制の充実	子ども未来課 保健センター
②来所・電話による教育相談事業の充実	●教育相談の充実	教育研修センター
③子育てや教育に関する情報の収集・提供	●子育てや教育に関する図書及び視聴覚資料の整備 ●生活に密着した地域の子育て情報の提供 ●ブックスタート事業においての子育てに関する情報の提供	教育研修センター 図書館

(4) 子育て中の親の交流・ネットワークづくりの支援

核家族化、少子化の流れの中で、子育て中の親の育児不安が増大していることなどを受け、子育てにおいて孤立しがちな親同士の交流、ネットワークづくりを支援するための講座等を開催するとともに、子育て支援の拠点である子育て支援センターの機能充実を図ります。

①幼児学級等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前の親子を対象に各種学級・教室の開催 ●地域の母親たちのネットワークづくり ●男性の家事育児への参画プログラム 	中央公民館 地域公民館
②地域子育て支援拠点事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●相談指導・子育てサークル等の育成などの支援 ●子育て支援センターの機能の充実 	子ども未来課 保健センター

(5) 男性が子育てしやすい環境の整備

男女がともに自らの選択により多様な働き方を選択していくためには、女性が安心して働くことができる環境の整備だけでなく、男性が子育てしやすい環境を整備していくことが重要であることから、男性の育児・介護休業制度利用の促進を図るとともに、男性の家庭や地域活動への参画促進を図ります。

①育児・介護休業制度利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関が作成したパンフレットの配布や、ポスターの掲示等を行うことによる啓発活動 ●男性の制度利用促進に向けた啓発活動 	商工観光課 人事課
②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男性学級（男の料理教室など）の実施 	地域公民館 男女共同参画推進センター

●合計特殊出生率とは？

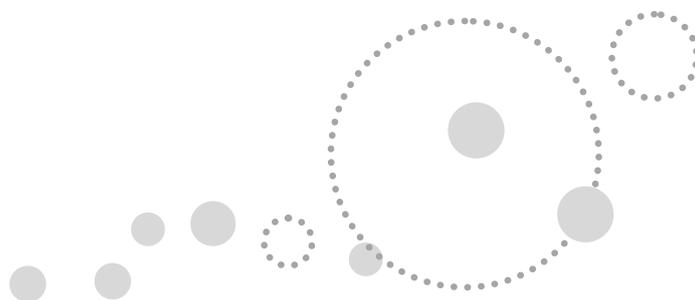
合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこども数に相当します。

出典：厚生統計に用いる主な比率及び用語

●次世代育成支援行動計画とは？

次世代育成支援行動計画：次世代育成支援対策について、地方公共団体における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法」に基づき、全ての地方公共団体（市町村及び都道府県）に、行動計画の策定が義務づけられました。本市においても、すべての子どもと子育て家庭の支援策の指針となる「行田市次世代育成支援行動計画」を策定（平成22年度～平成26年度）、平成27年度には新たに「行田市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

参考：厚生労働省ホームページ



●ご存知ですか？【p37 くるみんマーク・プラチナくるみんマーク】



くるみんマーク・プラチナくるみんマークとは：「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」です。平成 28 年 3 月末時点で 2,484 社（埼玉県内では 66 社）が認定を受けています。

さらに、平成 27 年 4 月 1 日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たに**プラチナくるみん認定**がはじまりました。平成 28 年 3 月末時点で、79 社（埼玉県内では 2 社）が認定を受けています。プラチナくるみん認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を広告等に表示し、高い水準の取組を行なっている企業であることをアピールできます。

出典：厚生労働省 HP

くるみんマーク・プラチナくるみんマークについて

重点施策7 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の推進

■課題■

地域社会において、性別・年齢の区別なく被害を受けることとなる災害発生時には、男女共同参画の視点に立った対応が必要です。また、高齢化や単身世帯の増加などから地域コミュニティの機能が低下しており、防災・防犯などの活動における女性の積極的な参画が求められています。

特に、防災対策では、これまで発生した災害の検証から、男女の役割分担が機能せず、増大した家庭的責任が女性に集中する、支援する側に女性のニーズが届きにくいといった問題が明らかになっています。また、避難所における男女のニーズの違いや、個別の援護が必要な妊婦などへの配慮等、男女共同参画の視点に立った対策が必要です。

さらに、防災体制の強化には、自主防災組織や消防団等の活動における女性の積極的な登用はもとより、市民一人ひとりが、家庭や地域、職場などでの男女共同参画を実践し、男女がともに支えあう地域づくりに努めていくことが強く求められています。

また、防犯体制の充実には、特に犯罪被害者となりやすい女性や子どもに対しての見守り活動や、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを地域住民とともに推進していく必要があります。

災害発生後の災害時要援護者への支援や犯罪抑止に大きな力を発揮する地域の絆を、男女共同参画の視点を取り入れ日頃の助け合い支え合いの中で深めることが重要です。

■施策の方向■

- 男女のニーズの違いや女性への配慮など防災及び防犯分野における男女共同参画を推進します。
- 地域活動における女性の積極的な参加を推進します。

－防災の分野における女性の参画を目指します－

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	現況値 平成28年度	目標値 平成33年度
自主防災組織の組織率	地域における防災力の充実を図るため、自主防災組織の組織率の向上を目指します。 (第5次行田市総合振興計画)	24.6%	98.4% (H27)	85.0%

■ 取組 ■

(1) 防災における男女共同参画の推進

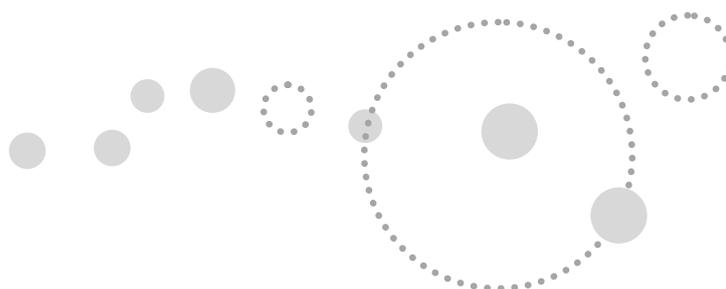
地域の防災・災害復興訓練や自主防災においては、女性の視点に立った取組が重要であることから、防災分野における男女共同参画の推進を図るため、政策・方針立案過程での女性の参画拡大に努めるとともに、地域における防災活動への参画拡大を図ります。

①防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画等において男女共同参画の視点の反映 ●防災関連の会議等において女性の参画拡大の検討 	防災安全課
②自主防災組織の結成促進及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会、出前講座等を通じて自主防災活動に関する普及及び結成の啓発 ●日常的な見守り活動の中から災害弱者に対する災害時の支援のあり方の検討 ●女性団体等地域で活動する女性リーダーの育成 	防災安全課 地域づくり支援課 福祉課 男女共同参画推進センター
③消防活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●浮き城のまち行田・消防ボランティアレディース隊などの活動の促進 	消防本部

(2) 防犯における男女共同参画の推進

女性や子どもを狙った犯罪に対応していくためには、女性の視点を盛りこんだ防犯対策が重要であることから、防犯分野における男女共同参画を図るため、地域における防犯活動への参画拡大に努めます。

①防犯分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における防犯組織・団体の拡大・育成 	防災安全課
--------------------	--	-------



重点施策 8 生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備

■課題■

社会情勢の変化にともない、単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などに対応するセーフティネット（安全網・安全装置）の再構築が必要になってきています。特に女性は、非正規雇用が多いこと、長寿のため高齢期の単身生活期間が長い傾向があり貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。

生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭や高齢者、障がい者が抱える悩みなどに対応するための各種相談事業の充実や、男女問わず介助する方の負担軽減のため、助け合いの輪を広げるネットワークの強化が求められています。

本市においても、一人暮らしの高齢者や高齢化世帯の増加、ひとり親家庭、障がい者の方やその家族など生活上様々な困難に直面しやすい市民が暮らしやすい環境を整備していくことが大切です。また、本市で生活する外国人などは、文化の違いから生活上の不安やトラブルを抱えるケースが増えてきています。

このような状況のなか、活用できる様々な制度を市民が着実に利用できるよう市民への情報提供に努めるとともに、平成21年から始まったいきいき・元気サポート制度（p47参照）の登録者及び利用者の拡大を図るなど、地域ぐるみの取組を進めていく必要があります。

■施策の方向■

- 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援を行います。

－困った時に助け合えるネットワークを強化します－

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	現況値 平成28年度	目標値 平成33年度
いきいき・元気サポーターの登録者数	いきいき・元気サポーターに登録している市民の増加を目指します。 (第5次行田市総合振興計画)	170人 (H22)	196人 (H27)	600人

■ 取組 ■

(1) ひとり親家庭への支援

離婚の増加にともない母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加していることから、生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭に対する経済的支援、就労支援、自立支援に取り組みます。

①ひとり親家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給 ●ひとり親家庭児童就学支度金支給（相談・受付） ●ひとり親家庭等医療費支給 	子ども未来課 保険年金課
②母子家庭の就労・自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援教育訓練給付 ●高等技能訓練促進給付 	子ども未来課

(2) 高齢者福祉・障がい者福祉・介護保険の充実

男女共同参画を踏まえながら、高齢者が地域のなかで安心して暮らせるよう高齢者福祉の充実や介護保険の充実に努めるとともに、障がい者の自立支援に努めます。

①高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●通所施設（日中活動系）サービスの機会と場の確保 ●グループホームや介護老人福祉施設等の設置に対する支援 ●個々の生活環境や身体状況に適した生活支援事業の実施 	福祉課 高齢者福祉課
②介護保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅介護支援事業の充実 ●施設整備について、計画に基づき検討 	高齢者福祉課
③障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人の地域生活や社会参加の支援 ●自立に向けた教育の充実 ●安心できる保健・医療施策の推進 ●人にやさしいまちづくりの推進 	福祉課 保健センター
④高齢者・障がい者に配慮した市営住宅の改善	<ul style="list-style-type: none"> ●中層の市営住宅において、全住戸内に手摺を設置 	営繕課

(3) 相談事業の充実

市民生活を送る上で市民が抱える悩みなどに対応するため、市民生活における様々な相談、子育てに関する相談、障がい者の自立支援のための相談、男女共同参画に関する相談などの充実に努めるとともに、窓口の一元化や関係各課の連携に努めます。

①各種相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子育ての総合支援窓口の設置による、子育て中の保護者の様々な相談を一元的に対応できる機能の強化 ●各種相談の充実 ●あらゆる人権問題に関して、気軽に相談できる環境の整備 	子ども未来課 地域づくり支援課 人権推進課
②障がい者の自立支援に向けた相談支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援協議会の運営の活性化 ●相談支援センターの充実 	福祉課
③男女共同参画に関する総合的相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●専門的な相談員による相談窓口の充実 ●関係各課との連携の強化と相談体制の整備 	男女共同参画推進センター
④消費生活相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談の相談日の拡充 ●消費者問題の出前講座の実施 ●福祉部門との連携 	地域づくり支援課
⑤外国籍の人々への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人のサポートをしているNPO活動の支援と協働 ●外国人に対する窓口サービスの充実 	地域づくり支援課 市民課

重点施策 9 生涯を通じた健康づくりへの支援

■課題■

男女がその健康状態に応じて自らの健康管理を行うことができるよう、生涯を通じた健康保持対策の推進が必要です。

また、女性は妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、女性の健康と権利がおびやかされないよう十分に留意する必要があります。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発に努めるとともに、個々のニーズに応じた健康支援のための総合的な対策を推進する必要があります。

一方、性的少数者（性同一性障害の人など）についての社会認知度も上がりつつあります。

こうしたことから、本市においても、人権を尊重し性差に応じた相談をはじめ個々のニーズに応じた健康支援や母子保健の充実のために、誰もが自分の健康状態を管理し、がんなどの病気の早期発見、治療ができるように健康診査や検診などの支援を継続していく必要があります。

また、児童・生徒の健康保持のための教育や啓発や、市民が心身ともに健康に生活していけるようスポーツ活動の環境整備も求められています。

本市における女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）、男性に多いがん検診（前立腺がんなど）の受診状況を見ると、平成 19 年以降増加傾向にあるものの、未だ少ない状況にあり、市民の生涯を通じた健康づくりの一貫として積極的な啓発を推進する必要があります。

■施策の方向■

- 生涯にわたる「性と生殖に関する健康と権利」についての理解を進めます。
- 個々のニーズに応じた健康支援、母子保健の充実に努めます。

－性差に応じた健康支援を目指します－

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成 23 年度	現況値 平成 28 年度	目標値 平成 33 年度
女性特有がん検診受診者数	女性特有のがんを早期に発見できるよう女性特有がん（子宮がん、乳がん）検診の受診者数の増加を目指します。	3,116 人 (H22)	3,645 人 (H27)	9,000 人

■ 取組 ■

(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着

子どもを産む・産まないにかかわらず、また年齢にかかわらず、すべての女性の生涯を通じた健康を保持する観点から、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を進めます。

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発 (母性保護の啓発活動の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ●「生涯にわたる性と生殖に関する健康」(リプロダクティブ・ヘルス)の各種相談を通じた支援啓発 ●「性に関する健康を享受する権利」(リプロダクティブ・ライツ)の各種相談を通じた支援啓発 	保健センター
---	--	--------

(2) 生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援)

男女がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるよう、男女の性差に応じた健康づくりを支援します。

①健康づくり講座の開催	●健康教育及び健康相談を個人の健康状態に合わせ集団又は個別に実施	保健センター
②女性の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●女性特有がん検診の受診促進 ●がん予防教室等の開催 	保健センター
③男性の健康づくりへの支援等	●男性特有の疾患(前立腺がん)の検診等の受診の促進	保健センター
④感染症予防から治療までの総合的な対策など	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症発生动向の情報提供 ●感染症に関する知識の普及 ●HIV・その他性感染症の予防啓発 ●予防接種率の向上 	保健センター
⑤薬物、喫煙、飲酒対策	<ul style="list-style-type: none"> ●正しい知識の普及啓発 ●家族や周囲の人の対応方法を学ぶ機会の提供 	保健センター

(3) 母子保健の充実

女性が安心して子どもを産み育てるためには、妊娠出産期の健康支援が重要であることから、子ども医療に対する支援や、各種検診の充実を図るとともに、母胎および乳幼児の健康を守る観点から、母子保健相談・教育の充実を図ります。

①子ども医療費支給事業の充実	●子どもに対する医療費の一部を支援	保険年金課
②母子に関する健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健診及び乳幼児健診による疾病や異常の早期発見 ●適切な指導による母子の健康の保持増進 	保健センター
③母子保健相談・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産・育児に関する知識の普及 ●発達支援や育児不安の相談の充実 	保健センター

(4) 学校教育等における性に関する教育の充実

学校教育においては、児童・生徒の発達段階を踏まえ、適切な性に関する教育と性や母性に関する情報の提供に努めます。

①性に関する教育の推進	●小中学校における性に関する指導の実施	学校教育課
②性や母性に関する情報・資料の提供	●小中学校における性や母性に関する情報についての教材の整備	学校教育課

(5) 学校教育における感染症等予防対策の推進

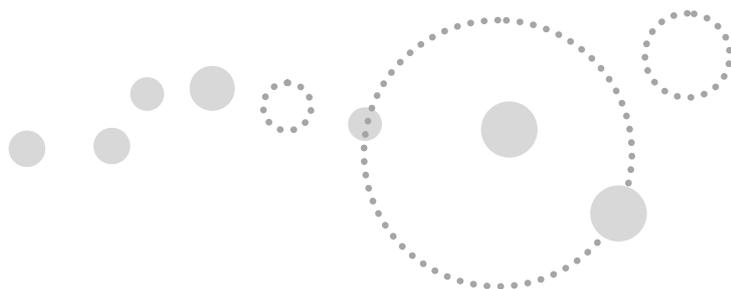
児童・生徒の健やかな体の育成を目指し、感染症等予防対策を推進するとともに、薬物・喫煙・飲酒乱用抑制など、児童・生徒の健康保持のための教育・啓発に努めます。

①感染症予防から治療までの総合的な対策など	<ul style="list-style-type: none"> ●保健指導を通し感染症予防の知識を身につける ●感染症発生動向の情報提供 ●感染症に関する知識の普及 ●予防接種率の向上 	学校教育課
②薬物・喫煙・飲酒対策など	<ul style="list-style-type: none"> ●薬物・喫煙・飲酒の健康への影響を学習し、健康を保持できる児童・生徒を育成 	学校教育課

(6) 生涯にわたるスポーツ活動の促進

男女が自ら、スポーツを行い、心身ともに健康で活力のある生活を形成するため、男女のスポーツ参加を促進する環境整備に努めます。

①スポーツ施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設の整備 	スポーツ振興課
②スポーツに親しむための講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の開催 	スポーツ振興課
③スポーツ指導者の育成・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講習会を開催し指導者を育成 ●「行田市スポーツ指導者登録制度」に基づく幅広人材活用 	スポーツ振興課

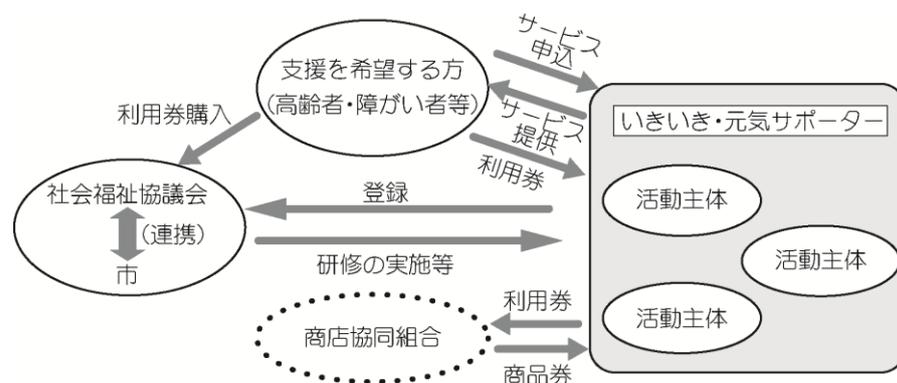


■表記について【p43 障がい者福祉・障害者自立支援協議会】

本計画における「障害者」の表記については、行田市障害者計画等策定委員会での決定を尊重して「障がい者」としました。ただし、法律名や法令等に基づくものについては従来どおりの漢字での表記としています。

●ご存知ですか？【p42 いきいき・元気サポート制度】

いきいき・元気サポート制度（有償ボランティア）：日常生活において支援が必要な高齢者、障がい者等に対し、いきいき・元気サポーターとして登録された方々による、ちょっとした支援として、見守り、片付け、電球交換、買物支援等のサービスを提供するものです。なお、サービスを提供したボランティアは謝礼として行田商店共通商品券を受け取ることができます。



重点施策 10 暴力のない社会づくりの推進

■課題■

性暴力や配偶者からの暴力、セクシャル・ハラスメントなどは、重大な人権侵害です。暴力は年齢、性別を問わず、決して許されるべきではありません。特に、被害の多くは女性であり、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的な問題であることを認識する必要があります。また、子どもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、児童虐待防止など子どもの権利への配慮も必要です。あらゆる暴力は人権問題であるとの認識のもと、暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

本市の市民意識調査におけるDVの発生状況を見ると、『大声でどなられた』と答える人が4人に1人、女性では3割が回答しており、最も多くなっています。女性では「殴られたり蹴られたりした」16.4%、「物を投げつけられた」14.5%も多くなっています。男性では「何を言っても長時間無視された」が13.3%と多くなっています。

DVの根絶を目指し、DV防止に向けた啓発や相談体制の充実、被害者の支援など、関係機関の密接な連携により切れ目ない支援を図っていく必要があります。

■施策の方向■

- 企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力は許さないという意識を醸成します。

ードメスティック・バイオレンスの防止を目指しますー

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	現況値 平成28年度	目標値 平成33年度
DVという言葉を知っている中学生の割合	DVという言葉を知っている中学生の割合の増加を目指します。 (平成23・28年男女共同参画アンケート)	48.0%	38.2%	100.0%

■ 取組 ■

(1) 暴力を許さない意識づくり

社会全体ではDVという言葉の認知度は高くなってきていますが、その背景には性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、身体的、性的な暴力だけではなく、言葉や無視などの精神的暴力もDVには含まれていること、著しい人権侵害であること等を市民に周知啓発することに努め、暴力を容認しない意識づくりを図ります。また、被害者、加害者双方に向けての啓発及び支援を行うことで、DVの加害行為、被害者の減少に努めます。

①ドメスティック・バイオレンスの予防、防止に向けた啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や職場における男女差別や配偶者などからの暴力、セクシャル・ハラスメント防止のための啓発 ●人権擁護委員による啓発活動の実施 	男女共同参画推進センター 子ども未来課 人権推進課
②被害者、加害者向けの啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時における予防、再発防止に留意した対応 ●加害者への啓発・相談体制の整備検討 ●地域包括支援センターにおける予防・啓発 ●高齢者及び障がいのある人に対し虐待防止のパンフレットによる啓発や支援 ●警察、関係機関との連携による未然防止 ●児童相談を通じた児童の保護者に対するDVの防止 	高齢者福祉課 子ども未来課 福祉課

(2) 暴力防止に向けた学校教育

学校において、規範意識の醸成や人を思いやる豊かな心の育成を図る教育を行い、DV防止の視点を踏まえた人権教育を推進します。また、中・高校生にDV防止の啓発を行います。

①人権尊重、男女平等教育の充実	●人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しの実施	学校教育課
-----------------	--------------------------	-------

(3) デートDV（結婚していない恋人間での暴力）防止活動の実施

DVは結婚していない恋人間でも起こり得ることで、男女が互いに相手を尊重する関係を築き、交際相手からの暴力を未然に防ぐために、講座の開催による予防啓発や啓発パンフレットなどで周知を図ります。

①若年者に対する予防啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●問題の発生を未然に防止するためデートDVに関する講座の開催 ●啓発パンフレットなどを活用した情報提供 ●若い世代に対するデートDVに関する啓発 	男女共同参画推進センター 学校教育課
-----------------	--	-----------------------

(4) 児童虐待の防止

家庭内での暴力は子どもの目の前で行われるため、心に大きく傷を残すばかりでなく、子ども自身も虐待の被害者となることが少なくないことから、虐待を発見しやすい立場にある学校や幼稚園、保育所、医療機関で、DVが疑われる場合には専門機関への速やかな通報を行うよう啓発活動に努めます。また、身体的虐待だけでなく、育児放棄（ネグレクト）や心理的な虐待（他の兄弟との差別や言葉による虐待）など、発見されにくい場合もあり、家庭訪問や相談体制による防止に取り組みます。

①児童虐待に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●「児童虐待の防止等に関する法律」の周知 ●地域社会全体に向けた積極的な啓発活動 	子ども未来課 学校教育課
②児童虐待の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の充実 	子ども未来課 福祉課 学校教育課 男女共同参画推進センター 保健センター

重点施策 11 DV被害者の安全確保と支援体制の充実

■課題■

DV被害者に対する支援にあたっては、安心して被害を訴えることができる環境づくりや配偶者から被害者の身の安全を図るため迅速かつ切れ目のない支援体制の充実が重要です。

本市の市民意識調査におけるDVについての相談の有無を見ると、全体では、58.1%の人が『相談しようとは思わなかった』と回答しましたが、女性では50.2%、男性では69.9%と男性の方が相談しない傾向にあることが分かります。女性では27.1%が『相談した』と回答し、また年齢が若いほど『相談した』と回答する人が多くなっています。

被害者の早期発見と安全を確保するために、市民が気軽に安心してDV等についての相談ができる体制を整えていく必要があります。

■施策の方向■

- 相談体制の充実、被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施します。
- 子どもをはじめ、あらゆる虐待防止に努めます。

－DVに関する相談体制の充実を目指します－

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	目標値 平成33年度
DVについての相談の有無	DV被害者が早期に相談できる体制を整備し、相談をする割合の増加を目指します。 (行田市民意識調査)	19.3% (H21)	50.0%

■ 取組 ■

(1) 早期相談の促進と相談体制の充実

女性のみならず、高齢者や児童への暴力や虐待を、各種相談時や地域住民、民生委員、サービスマスターから収集した情報で早期に発見し、予防、解決に努めます。また、市民が気軽に安心して相談できる体制を整備することで早期の相談を促し、具体的な情報の提供や関係機関と連携して支援の充実に努めます。

①被害者の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ●保健や福祉に関する業務を通じた被害者の早期発見 ●関係機関の連携による高齢者等への虐待の早期発見、予防、解決 ●関係機関からの情報収集による高齢者等虐待防止 	男女共同参画推進センター 保健センター 福祉課 高齢者福祉課 子ども未来課 人権推進課
②相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談等においてDVを確認した場合の関係機関と連携した支援充実 ●各種人権相談において人権擁護委員による支援充実 ●関係部署・機関と連携した虐待の早期対応 ●電話相談や心の相談を実施(必要に応じた臨床心理士の面接) ●24時間対応の携帯電話による虐待通報の受付 	男女共同参画推進センター 子ども未来課 人権推進課 保健センター 高齢者福祉課

(2) 被害者の安全確保

被害者の身の安全を確保するためには、迅速で適切な対応が必要であることから、警察への通報等や施設への入所手続を行います。また、子ども同伴での保護、精神的ケアが必要なケース、外国籍の方など保護にあたっての配慮を必要とする場合もあり、関係機関が連携して適切な支援が受けられるように配慮します。

①被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関の連携による切れ目ない支援の確保 ●被害者情報の適切な管理 ●生活保護の申請等手続きの迅速化 ●緊急一時保護施設との連携(入所手続・警察への通報) 	男女共同参画推進センター 関係各課 福祉課 子ども未来課
-----------	---	---------------------------------------

(3) 自立への支援

これまでの生活の場を離れて、新たな場所での生活をスタートさせる被害者にとっては、きめ細かな自立支援が必要であることから、就労・住宅・経済的な支援を迅速かつ適正に実施するとともに、心の回復に対する支援の充実に努めます。

①就労・住宅・経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就職セミナーや職業相談への参加促進 ●求人情報の提供 ●関係機関で提供する住宅の情報提供 ●生活保護やその他の補助制度の活用に関する支援 	商工観光課 福祉課 営繕課
②心の回復に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●専門機関による継続的な心のケア ●児童福祉施設における子どもと親の心のケア対策 	保健センター 子ども未来課

(4) 子どもの安全確保

DV被害者の子どもや児童虐待にあっている子どもの安全確保に努めます。

①関係機関虐待防止ネットワーク会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止協議会、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議)の開催 ●通常業務や相談等における早期発見・虐待防止 	福祉課 子ども未来課 男女共同参画推進センター 保健センター
②24時間ホットラインの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間ホットライン(フリーダイヤル)を設置(48時間以内の安否確認) 	子ども未来課 保健センター 福祉課

重点施策 12 ハラスメント防止対策

■課題■

雇用の場における男女共同参画の推進において、セクシャル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの根絶は重要な課題です。

しかし、都道府県労働局雇用均等室に寄せられる男女雇用機会均等法に関する相談の半数以上が、職場における様々なハラスメントの相談となっており、依然として改善されていない現状がうかがえます。

企業など様々な場におけるハラスメントの防止に向けて、継続的に啓発、自主的取組を促進する必要があります。

本市においても、ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であるとの認識の下、職員に対し「行田市職員のセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」の周知徹底を図るとともに、セクシャル・ハラスメント等防止研修などを継続して実施していく必要があります。

また、雇用機会均等法等の対象にならない教育の場や地域活動での様々なハラスメントについての取組も重要です。

■施策の方向■

- あらゆる場面において、各種ハラスメントに関する啓発活動を推進します。
- 各種ハラスメントに関する相談体制の充実を図ります。

ーセクシャル・ハラスメント等の防止を目指しますー

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成 23 年度	現況値 平成 28 年度	目標値 平成 33 年度
セクシャル・ハラスメント等防止研修の充実	職員を対象としたハラスメント防止研修の充実を図るため開催回数の拡充を目指します。	1 回／隔年 (H22)	1 回／年 (H27)	1 回／年

■ 取組 ■

(1) 啓発及び相談体制の充実

個人の人権を守るために、広く市民に、ハラスメントが人権侵害であることなどの認識を浸透させるための啓発活動に努めます。

① ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各種ハラスメント防止のための講座の開催 ●情報紙「VIVA」における情報提供 ●イベント開催時における啓発活動 ●各種ハラスメント防止研修の実施 ●人権擁護委員による啓発活動及び相談窓口の充実 	男女共同参画推進センター 人事課 人権推進課
---------------------------	---	------------------------------

(2) 雇用や教育の場における防止対策の促進

市内の事業所等に向けた啓発により取組を支援するとともに、教育の場においては、教職員に向けた啓発を図り、雇用や教育の場における様々なハラスメントの防止対策を促進します。

①雇用や教育の場における防止対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の企業に対しパンフレット配布・ポスター掲示 ●庁内ハラスメント防止研修の実施 ●セクシャル・ハラスメント問題検討委員会の設置 ●教職員倫理確立委員会によるセクシャル・ハラスメント防止策 ●児童・生徒への人権教育を通じた防止対策 	人事課 商工観光課 学校教育課
---------------------	--	-----------------------

●ご存知ですか？【p52 セクシャル・ハラスメント】

セクシャル・ハラスメント：男女雇用機会均等法では「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、言及などの不利益を受けること」「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をセクシャル・ハラスメントとしています。セクシャル・ハラスメントの対策は事業主の義務となっていますが、職場で対応してもらえない場合は、都道府県労働局「雇用均等室」でも相談を受けており、必要に応じて援助を受けることができます。

また、近年では、セクシャル・ハラスメントにとどまらず、職場内でのパワー・ハラスメント、医療現場でのドクター・ハラスメント、学校等でのキャンパス・ハラスメント、妊婦に対するマタニティー・ハラスメントや固定的性別役割意識（いわゆる「女らしさ・男らしさ」）に基づく差別やいやがらせ（ジェンダー・ハラスメント）など、様々なハラスメント対策が急務となっています。

特に拡大傾向にあるパワハラ（パワー・ハラスメント）について、厚生労働省は、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に「業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義し、その予防、解決に向けた具体的な対策強化が進められています。

重点施策 13 関連機関との連携の推進

■課題■

暴力のない社会づくりの実現には、関連機関相互との連携が不可欠です。

例えば、配偶者からの暴力により、支援を必要とする被害者は、生活基盤を持たない場合が多く、自立支援に際しては、様々なセクションが連携して対応していくことが必要です。

本市においても、被害者の個々の事情に応じたきめ細かな対応を確保するために、国・県の機関との連携を強化するとともに、DVの問題に取り組んでいる様々な民間団体の活動と協働していくことが必要です。

■施策の方向■

- 女性に対する暴力についての正しい認識の普及・啓発、被害者の立場に立った切れ目のない支援を実施します。

－DVによる被害の防止を目指します－

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成 23 年度	現況値 平成 28 年度	目標値 平成 33 年度
庁内DV対策連携会議の開催	DV被害者の支援策を協議・調整するための庁内DV対策連携会議を設置し、定期的な開催を目指します。	0回/年	2回/年 (H27)	4回/年

■ 取組 ■

(1) 関係機関との連携強化

DV被害者の具体的な支援策を協議・調整するために、庁内の関係課所及び地域の関係機関が緊密に連携し取り組むための庁内DV対策連携会議の設置・運営を図ります。

① 庁内DV対策連携会議の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● DV被害者の個別的な事案に対応するための市組織内連携体制の充実 ● DVに関する相談とその他の相談の連携体制の構築 ● 組織内連携体制を基盤とする連携ネットワークの充実 	男女共同参画推進センター
--------------------	--	--------------

(2) 職務関係者研修の推進

DV相談担当者の資質向上を図るため、DV相談担当者研修やセクシャル・ハラスメント防止研修等の内容の充実を図ります。また、二次的被害の防止に向けた研修の強化に努めます。

① 専門研修の充実と強化	<ul style="list-style-type: none"> ● DV担当者研修や女性相談員研修などの充実 ● 関係各課の共通認識を培うための専門研修の充実 	男女共同参画推進センター
② 二次的被害の防止に向けた研修の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次的被害防止のための配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行についての研修 	関係各課

● ご存知ですか？【P49 デートDV】

デートDV：夫婦やパートナーなどの親密な間柄で行われる暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。DVは、大人だけでなく、大学生や高校生など、交際する者同士の間でも起きています。この交際相手からの暴力を「デートDV」といい、男性も女性も被害者になる可能性があります。暴力には、殴る・蹴るなどのほか、言葉の暴力、携帯電話のメールなどをチェックするなど様々な形があります。

デートDVの関係では、暴力をふるうときと優しいときが繰り返されるうちに、「自分が今だけ我慢すれば…」や「愛されているから怒られるんだ」などと思い、離れられなくなってしまうことが多いです。また、「別れたら、絶対に許さない」などと脅され、恐怖心から離れられないこともあります。男性は「女性に対して強くなければならない」、女性は「男性に対して従順で嫌われないようにしなければならぬ」といった思い込みにより、二人の関係がゆがむと、暴力で思いどおりにしようとして「力と支配」の仕組みが生まれるのです。

デートDVは、身近にあります。内閣府の調査では、10代から20代の時、「デートDV」の被害に遭っている女性は13.7%、男性は5.8%います。20代の女性に限って言えば、23.4%、つまり約4人に1人が被害を受けていることとなります。
（*平成24年4月内閣府男女共同参画局調査）

重点施策 14 性別による固定的な役割分担意識の解消

■課題■

男女共同参画社会を実現するためには、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行うための意識啓発が重要です。また、男女共同参画は男性や子どもにとっても重要であるとの認識を定着させていく必要があります。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会における制度や慣行は全国的に見ても依然として根強く残っています。

本市においても、意識調査によると男女の役割分担意識については、「男性は仕事、女性は家庭」に「同感する」人の割合は、男性が24.8%、女性が12.8%で男性に多く、「同感しない」人の割合は、男性が26.5%、女性が33.5%で女性に多いことから、男女の意識の差が大きいことが分かる状況になっています。

このことから、男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発を続けていながら、特に意識の偏りがちな男性を対象とした啓発に重点を置くこと、また、子どもの頃から男女共同参画の理解を定着させていくことが求められています。

■施策の方向■

- 性別による固定的な役割分担意識の解消のため、女性だけでなく男性や子ども・若者を対象とした啓発事業を積極的に行います。

ー性別による固定的な役割分担意識の解消を目指しますー

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成23年度	目標値 平成33年度
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」市民の割合の男女差の縮小	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」男性の割合を下げるにより男女差の縮小を目指します。 (行田市民意識調査)	12ポイント (H21)	5ポイント

■ 取組 ■

(1) 男女共同参画社会の実現に向けての創意ある啓発活動の推進

人々の意識の中に長い時間をかけてつくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開します。
また、男女共同参画社会の形成に向けて、市民の理解を得るため、より一層の創意工夫ある取組を推進し、ともすると堅苦しくなりがちな意識啓発事業を、市民が参加したいと関心を持ってもらえるように工夫していきます。

①多様な広報媒体による啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市報「ぎょうだ」や市ホームページへの掲載 ●行田市人権教育推進協議会広報誌「あゆみ」の発行 ●生涯学習情報誌「蓮櫓（はすやぐら）」の発行 	広報広聴課 ひとつくり 支援課 人権推進課 男女共同参画 推進センター
②男女共同参画啓発紙等の発行	<ul style="list-style-type: none"> ●情報紙「VIVA」の発行と内容の充実 	男女共同参画 推進センター
③男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●講演会の開催と内容の充実 ●各種講座の開催と内容の充実 ●リーダーステップアップ講座の開催と内容の充実 	男女共同参画 推進センター

(2) 男性にとっての男女共同参画

固定的性別役割分担意識は、特に男性により強く残っている傾向にあることから、男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し意識啓発や相談活動などを行います。
そして、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備を図るとともに、男性が家庭に参画するために必要な技術・能力を身につける機会を提供します。

①技術・家庭科における男女平等の内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●指導内容の工夫と充実 	学校教育課
②育児・介護休業制度利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示による啓発 ●取得率の低い男性の利用促進に向けた啓発 	商工観光課 人事課
③父親の積極的な育児参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●ママパパ教室の参加を促進 ●育児参加の推進 	保健センター
④父親の1日保育士体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園での1日保育士体験の実施 	子ども未来課

(3) 子どもにとっての男女共同参画

子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、子どもたち自らが将来を見通した自己形成ができるよう男女平等教育を推進するとともに、適切な健康教育や性に関する教育を推進します。

①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の視点に立った特別活動の年間指導計画の作成 	学校教育課
②若年層を対象とした育児体験等の啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●学校への沐浴人形の貸し出し ●男女児共に育児体験及び学習機会の提供 	保健センター

重点施策 15 男女平等教育の推進

■課題■

男女共同参画社会の実現のためには、学校、家庭、地域における男女平等教育が重要です。子どもの頃から、男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進していく必要があります。

また、男女が各々の個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくために、男女平等の視点に立った生涯学習の充実が重要です。

本市においては、行田市民意識調査で、学校教育では5割以上の市民が平等と感じているのに対し、「社会通念や慣習」では5割以上が「男性が優遇されている」と感じており、「職場」や「家庭生活」においても、その傾向が見られます。

学校教育における男女平等教育を効果的に推進していくことはもとより、生涯学習における男女共同参画を推進し、社会通念や習慣を見直すための啓発活動を積極的に展開していく必要があります。また、家庭、職場、地域において男女の地位の平等が実現するよう啓発を図っていくことが求められています。

■施策の方向■

- 次世代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるように、男女共同参画の考え方や、これに基づく自立及び職業に対する意識を醸成し、将来を見通した自己形成を促します。
- あらゆる世代の市民が、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できるよう、男女共同参画についての理解促進を図ります。

—男女共同参画社会構築に向け、その担い手を育てます—

■目標指標■	■指標の考え方■	当初値 平成 23 年度	現況値 平成 28 年度	目標値 平成 33 年度
「男女共同参画社会」を知っている児童・生徒の割合	「男女共同参画社会」を知っている市内小学5年生と中学2年生の割合の向上を目指します。 (平成23・28年男女共同参画アンケート)	11.6%	6.1%	50.0%

■ 取組 ■

(1) 学校における男女平等教育の推進

学校・学級運営において人権尊重の理念のもと、男女平等の視点に立った取組を推進します。また、教育にあたる教職員の理解が重要であることから、男女平等意識の向上を図ります。

①人権尊重、男女平等教育の充実	●人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しの実施	学校教育課
②人間尊重に基づいた性に関する教育の充実	●性に関する教育の年間指導計画の見直しの実施	学校教育課
③男女平等の視点に立った進路指導の推進	●個々の希望や適性に応じた進路指導・キャリア教育 ●中学校における社会体験チャレンジ事業	学校教育課
④男女平等の視点に立った学校運営の推進	●男女平等の視点に立って校務を分担し、学校運営を推進	学校教育課
⑤家庭科など教科教育における男女平等教育の推進	●家庭科教育における意識啓発 ●生活技術が男女ともに向上するような指導の工夫	学校教育課
⑥教職員の男女平等意識の高揚	●価値観・生活態度など教職員の男女平等意識の向上	学校教育課
⑦男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実	●研修機会の充実(埼玉県教育委員会主催の研修会への参加など)	学校教育課

(2) 生涯学習による男女平等意識の醸成

市民が様々な場面で男女共同参画の考え方にふれ、男女平等意識が醸成されるよう、子どもから高齢者まで、あらゆる世代を対象に男女共同参画の視点に立った講座や学級などを開催します。特にこれまで参加の少なかった男性の参加を促進します。

また、男女共同参画についての情報が気軽に手に取れるよう、情報提供に努めます。

①男女共同参画の視点に立った学級・講座の開催	●女性学級、成人学級、高齢者学級の開催 ●幼児学級、青少年学級、家庭教育学級の充実	中央公民館 地域公民館
②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級（男の料理教室など）の実施	地域公民館 男女共同参画推進センター
③男女共同参画に関する図書等の整備	●男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の整備 ●情報コーナー、貸出コーナーなど市民が気軽に学ぶことができる環境の整備	男女共同参画推進センター 図書館

參考資料



参考資料

1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」

という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四

未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章保護命令（第十条―第二十二條）

第五章雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次

の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができ

る。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条第十條第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十條第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十條第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八條ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二條第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二條第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が

最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職

務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの二市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を

含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二 条第一項第一号から第四号ま で及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関 係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二に規定する関 係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加

えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

総則(第一条—第四条)

基本方針等(第五条・六条)

事業主行動計画等(第七条—第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念の通り、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第

二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう務めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるも

のを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の第三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣省令定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の拡大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	---

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 行田市男女共同参画推進条例

行田市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 5 号

(前文)

日本国憲法には、すべての国民は、法の下に平等であって、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことがうたわれている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が 21 世紀の最重要課題と位置付けられている。

しかしながら、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

また、少子高齢化や家族、地域社会の変化、情報技術等の急速な進展に対応し、本市が将来に向かって、豊かで活力ある行田市を形成していくためにも、男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、男女が共に生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、市、市民及び事業者が、共通理解の下、相互の連携協力により、男女共同参画社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住する者及び在勤し、又は在学する者をいう。

(3) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないことその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び男女が生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとす

る。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、性的な言動により相手方に不利益を与え、若しくは性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するために、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する理解を深めるために、広報啓発活動の充実を図ること。

(2) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。

(3) 性別による差別的取扱い、性的な言動により相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為及び配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為の防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対して必要な支援を行うこと。

(4) 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的に男女の均衡を図るように努めること。

(5) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的に男女の均衡を図るように努めること。

(6) 家族を構成する男女が家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるように必要な支援を行うこと。

(7) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。

(8) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(9) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び分析並びに調査研究を行うこと。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、第12条に規定する行田市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(相談等の対応)

第10条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による権利侵害等に関し、市民及び事業者から相談、意見等を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第 12 条 男女共同参画の推進に資するため、行田市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策について、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募の市民

5 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5 行田市男女共同参画推進審議会運営規則

平成 19 年 3 月 30 日規則第 11 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号

行田市男女共同参画推進審議会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行田市男女共同参画推進条例（平成 19 年条例第 5 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき設置された行田市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 審議会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民生活部地域づくり支援課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号）この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

6 行田市男女共同参画推進審議会委員名簿

	氏 名	所属等	備 考
学識経験者	田代美江子	埼玉大学教育学部教授	会長
	山崎 孝子	埼玉県男女共同参画アドバイザー	副会長
	井上 文子	社会保険労務士	
	茂木美智代	埼玉県家庭教育アドバイザー	
関係団体の代表者	山岸 泰輔	(公社) 行田青年会議所	
	金井さち子	行田市保幼小連絡協議会	
	筆 容三	地域公民館	
	吉田 廣明	行田市自治会連合会	
	西山カツ枝	行田市民生委員・児童委員連合会	
	松田 芳明	行田市 PTA 連合会	
関係行政機関の職員	川村 達也	埼玉県利根地域振興センター	
公募の市民	梅田伸一郎		
	大久保優子		
	大野久美子		

任期：平成 27 年 1 2 月 1 日～平成 29 年 1 1 月 3 0 日

7 行田市男女共同参画行政推進会議設置規程

平成6年9月30日訓令第10号

本庁 出先機関 各執行機関

改正

平成9年4月1日訓令第2号

平成11年8月16日訓令第11号

平成13年3月30日訓令第9号

平成15年3月31日訓令第5号

平成15年9月30日訓令第15号

平成17年4月1日訓令第12号

平成17年12月7日訓令第16号

平成18年9月28日訓令第4号

平成19年3月30日訓令第13号

平成23年6月3日訓令第4号

平成24年3月30日訓令第3号

平成28年3月25日訓令第8号

行田市男女共同参画行政推進会議設置規程

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、行田市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に係る施策の調査、研究に関すること。
- (2) 男女共同参画行動計画の策定に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る施策の関係部課（所）相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他男女共同参画に係る施策について必要と認められること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市民生活部長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を市長が任命する。

一部改正〔平成13年訓令第9号・15年5号・17年16号・19年13号〕

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、再度招集してもなお過半数に達しないとき又は過半数に達してもその後達しなくなったときは、この限りではない。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 会長は、会議における審議結果について市長に報告するものとする。

(専門部会の設置等)

第6条 推進会議は、男女共同参画に係る施策の具体的事項の調査研究及び計画案を作成するため、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部会に属する部会員は、委員の属する課の職員の中から会長の推薦を得て市長が任命する。
- (2) 部会に部会長を置き、市民生活部地域づくり支援課長をもって充て、部会長は部会を代表して会務を

総理する。

(3) 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(4) 部会長は、部会の会議が終了したときは、その経過及び結果を会長に報告するものとする。
一部改正〔平成13年訓令9号・15年5号・17年12号・16号・18年4号・19年13号〕

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部地域づくり支援課において処理する。

一部改正〔平成13年訓令9号・15年5号・17年16号・19年13号〕

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月16日訓令第11号）

この訓令は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日訓令第15号）

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日訓令第12号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月7日訓令第16号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日訓令第4号）

この訓令は、平成18年9月28日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月3日訓令第4号）

この訓令は、平成23年6月3日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日訓令第8号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部	企画政策課長
総務部	総務課長 人事課長 人権推進課長
市民生活部	市民生活部長 市民課長 地域づくり支援課長 男女共同参画推進センター所長
環境経済部	環境課長 商工観光課長 農政課長
健康福祉部	福祉課長 子ども未来課長 高齢者福祉課長 保険年金課長 保健センター所長
都市整備部	都市計画課長
建設部	管理課長
学校教育部	教育総務課長 学校教育課長
生涯学習部	ひとつづくり支援課長 スポーツ振興課長

全部改正〔平成17年訓令16号〕、一部改正〔平成18年訓令4号・19年13号・23年4号〕

8 第3次ぎょうだ男女共同参画プラン中間見直し経緯

開催年月日	種別	議事内容
平成28年5月31日	第1回行田市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱（新任委員のみ） ・H27年度分第3次ぎょうだ男女共同参画プランの進捗状況報告について ・第3次ぎょうだ男女共同参画プランの中間見直し点についての検討
平成28年7月1日 ～7月20日	男女共同参画についてのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・行田市内の小学5年生の児童、中学2年生の生徒、及びその保護者を対象にアンケート調査実施。
平成28年7月12日	第2回行田市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年度分第3次ぎょうだ男女共同参画プランの進捗状況報告への質問について ・第3次ぎょうだ男女共同参画プランの中間見直し点についての検討 ・男女共同参画に関する現状について
平成28年9月27日	第3回行田市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年度分第3次ぎょうだ男女共同参画プランの進捗状況報告への担当課ヒアリングについて ・第3次ぎょうだ男女共同参画プランの中間見直しについて
平成28年10月30日～11月30日	「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン中間見直し(案)」パブリックコメントの募集	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター、市ホームページ、市政情報コーナーで公開
平成28年12月5日	第4回行田市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次ぎょうだ男女共同参画プラン中間見直しについて ・H27年度分第3次ぎょうだ男女共同参画プランの進捗状況報告に対する評価及び意見書について



第3次ぎょうだ男女共同参画プラン

平成29年3月

発行 行田市

編集 行田市市民生活部地域づくり支援課 男女共同参画推進センター
〒361-0032 埼玉県行田市佐間3丁目23番6号
TEL 048-556-9301 FAX 048-556-9310

※この計画書は平成28年4月以降の組織名で記載しています。